

平成22年12月15日（水曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

平成22年第4回松島町議会定例会会議録(第4号)

出席議員(18名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者	大友忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
総務管理班長	櫻井一夫君
教育長	米川稔君
教育課長	亀井純君

事務局職員出席者

事 務 局 長

高 平 功 悦

主 幹

佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第4号)

平成22年12月15日(水曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一般質問

〃 第 3 議員提案第13号 保育制度改革に関する意見書について

〃 第 4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町 XXXXXXXXXX 外
1名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番阿部幸夫議員、6番高橋利典議員を指名します。

日程第 2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。質問者は登壇の上、質問願います。

16番今野 章議員。

〔16番 今野 章君 登壇〕

○16番（今野 章君） おはようございます。その日のトップバッターというのは久々で少し緊張しておりますけれども、通告をしております2点について質問をさせていただきたいと思っております。

最初は6月の議会に質問をさせていただきました住宅リフォーム助成制度の創設ということでございます。この住宅リフォーム助成制度、一日も早く実現すればいいと私は思っているわけでありまして。特に非常に景気が後退しているという中で地域経済の立て直しという意味も含めて非常に大きい効果があるのではないかと、このように考えているわけです。いろいろな自治体がそれぞれの地域で、我が地域の経済これをどうやって活性化しようかということとでいろいろと考えておられる。例えばそういう中では地域通貨制度、こういったものもつくったりなどしてそういう通貨を乳幼児医療費、これを地域通貨で支払いをしてとにかく自分たちのお金が地域の中で回すところという考え方で一生懸命いろいろなことを考えてそれぞれの地域の皆さん方がおやりになっているとこういう状況があるかと思っております。

そういう中においても、最近注目をされているのが住宅リフォーム助成制度ではないかと

このように思っているわけであります。全国状況を見ますと秋田県がまず今現在実施をしている。そのほか173市町村が実施をしていますということが全国商工新聞で調査をして報告をされている、報道をされているとこういう状況でございます。特に秋田県では秋田県内の半数以上の自治体、実施をしている。また、岩手県でも半数以上の自治体がこのリフォーム助成制度を実施しているという状況でございます。宮城県では石巻市と加美町、これが実施を現在している。さらにお聞きをすることでありますと、多賀城市が来年度から実施をしたいとこういうお話でございますし、けさの新聞を見ますと柴田町でも来年度から住宅リフォーム助成制度を始めようという内容になっているようでございます。そういう点につきまして、まず当局といたしまして積極的な検討もしたいというご回答もいただいておりますので、県内の住宅リフォーム助成制度の動きについてどのように把握をしておられるかという点をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 県内の現在の実施状況でございますけれども、2市1町、石巻市と東松島市、加美町が実施しております、10市町が検討していると聞いております。議員おっしゃるように、けさの新聞で柴田が来年度からというふうなことも出ております。細かいところについては副町長が答弁申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方から詳しい内容についてご説明したいと思います。今ほど、町長が10市ということでお話し申し上げましたけれども、柴田町、本日検討していると新聞報道がなされまして一つ加わりまして11市町村が現在県内では検討しているという状況でございます。実施している市町村の状況について詳しい内容をお話ししたいと思います。まず石巻市でございますが、本年度の当初予算で2,000万円を計上したということです。好評だということで8月にさらに2,000万円を補正して対応しております、329件の実績件数となっております。また、事業の詳細につきましては10万円以上が補助対象となっており、リフォームに要した費用の10%を補助、補助限度額が20万円ということでございます。

次に東松島市でございますけれども、本年度当初予算で900万円を計上したということでございまして、国で実施している住宅エコポイントに対して上乗せ助成という形をとっているということでございます。新築で30万ポイントに対し市内業者が施工する場合は30万円の助成、市外業者の場合は15万円の助成ということになっておりまして、リフォームでは10万ポイントに対し市内業者が施工する場合は10万円、市外業者の場合は5万円の助成としている

ということでございます。実績につきましては新築が16件、助成金が270万円、リフォームが46件、助成金が268万円、合計62件の538万円の助成であるというふうに伺っております。

次に加美町でございますけれども、昨年度から実施をしております平成21年度は4,000万円を計上、実績数として281件、3,900万円の交付額となっているということでございます。本年度、平成22年度では1,500万円を計上して現在190件、1,480万円を交付しているという状況です。事業の詳細につきましては住宅リフォーム等に要した経費が5万円以上で20%を補助、補助限度額が10万円という状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） この状況につきましてけさの柴田町の件もでございますけれども、県議会等でも県内の商工団体、それから関連する建設関係の皆さん方が請願を出しておられる。宮城県商工団体連合会、それから建設職組合、それから建築士協会、この3者が一緒になって宮城県に請願も出して県議会では全会一致で採択をしたとこういうことになっているようでもありますので、県の方でももしかするとこういう制度ができてくるのかというような期待もあるわけでありまして、ぜひ県内でもずっとこの助成制度が広がってきておりますようですので実現をぜひしていただきたいとこのように思うわけでありまして。

そこで、町長です。6月に質問書の中にも書きましたけれども、なかなか興味深い制度だと思っている。耐震改修工事だけではなく町の経済活性化にも役立つ可能性がある。また、景観定住などのあわせ技の手法も使える気がするのと積極的に検討したいとこう答弁しているわけでありまして、これは新年度に向けて現在どのような本町での検討がなされているのかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議員ご指摘のとおり、この住宅リフォーム助成につきましては住宅改修を促進することによって居住環境の向上、また地域経済の活性化に寄与するというふうには思っております。また、お話のように県におきましても検討しているということでありますので、場合によっては協調して進めていくということもあるのかというふうに思っております。町といたしましては他市町村の例を参考にいたしまして補助額、それから事業費の上限額、実施の年度、予算額等制度のスキームを今検討しているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 実施をする方向で一応検討しているということになるんだらうと思うんですが、非常に業者さんの方々もなかなか仕事がないとそういう状況があるかと

思います。ですから、本当に早くこれを実施をしていくということが私は望まれているのだというふうに思っているんです。そういう意味でいいますと、本当にできれば来年度から実施をしていただきたい。この間の質問でも3月の予算は骨格予算だということふうなお話になっているわけでありますが、ぜひ政策的な予算として組み入れていただきたいというふうに思うんですが、新年度に向けてそういった考えのもとに今全体的なスキームの検討をしているのかどうか、その辺についてももう1回お答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは緊急的な経済対策という色合いもございますから、本来は3年後、4年後とかというふうな話では当然ないわけでございますので、基本的には来年度実施を検討しているということです。その中で予算のバランス等もありますので、その辺のことを今申し上げたような検討をしているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。私もちょうど松島町の中央公民館で、11月28日に宮古市でこの住宅リフォーム助成制度を立ち上げるのに中心的な役割を果たしてこられました宮古市の建築住宅課長のタキザワハジメさん、この方のお話を聞くことができました。どうやって立ち上げたのか。市長さんの方から何とか経済対策、これをしていかなければならないのではないかとということでそういういいものはないかという指示を受けた。いろいろな案が出たということでございました。最終的にこの住宅リフォームでいけばいいのではないかとということになったんですけれども、これは住宅リフォームということになると個人資産に対する問題、助成というのは問題があるのではないかといろいろ議論になったそうです。そういう中において、そういう中でもこれを経済対策ということできちんと位置づけて進めば問題はないだろうということで始まった事業なんだそうであります。

そこでいろいろお話を聞いて、何が宮古市でこんなにも住宅リフォームが進んだのか。今年度の4月に5,000万円の予算で始まった事業なわけですけれども、非常に申請が多い。もう既に3億5,000万円まで補正を組むということにもなったんだそうであります。ですから、大変なあれです、7倍になっているわけです。当初の5,000万円が3億5,000万円までの予算になっている。これは1年限りです、宮古では。そういう中ですから次々と申請があがってくるとこういう状況もあるんだろうと思いますが、そういう中においてとにかく住民の皆さんの要望にはこたえていくということでこういう補正もやっている。多分この3億5,000万円もなくなるのではないかとこのように言っておられました。そのときはどうするんですかとい

う質問がありました。そのときはまたとにかく増額をしたいというのが市長の意向ですとこういってお話もされておりました。来年以降についてはまだ考えておりませんとこういことでありましたけれども、非常に事業をやる側にとっても好評だし、リフォームをしたいと思っている皆さんにも好評だということでありました。

なぜそういうふうに好評になっているのかというお話がありました。その第1点は、一律現金10万円を支給することだと。ここが大きなポイントになっているのではないかとこのお話がございました。それからもう一つは対象となる工事、この内容が非常に豊富でしかも低額の20万円から始まっているとこうい内容でございました。さらにもう一つは申請の手続です。これも非常に工夫をされたということでありました。私は行政の手続というのはよくわからないのですが、補助金を出すということになるとその1件1件についていろいろな手続きをやっていかなければならない。こういことになって非常に煩雑になるんだとこういお話がされておりました。その煩雑になる部分も非常に簡素化をしてまとめて処理をする方式にしたんだそうです。そういことによって補助手続きも簡単にしたとこうい公表になっているのではないかと。特に申請手続きにおいて代理申請もオーケーとこういこと、そのお宅と業者さんがいるとこうい場合に業者さんが代理でも申請もするとこういことも可能ですということなどもありましたし、手続の簡素化の中では位置図と施工前の写真と計画書、計画書といっても見積もり程度、そういものがあれば受け付けをしている。こういことでお話をされておりました。

そうやって使い勝手のよさがあったとこういことが非常に需要が多くなっている原因ではないかとこのようにお話ししておりました。同時に、スタートするまでのPRが大事だといふんです。宮古市では1年間だけといふふうに区切ったものですから4月1日から3月31日までの間できちんと仕事をするといふことで前年度の年度末からずっとこの問題を住民に向けてPRを徹底してやった。そういったこともあって内容がよく知られるといふこともあっただろう。同時に、業者さんと事前の打ち合わせ、実際に事業をなさる市内の業者さんと意見交換をしながらやったとこういことで、業者さん自身は余りこれはいかないのではないかとこの思っていた方々もいたようなんです。ところが、そうやっていろいろ打ち合わせをして始まってみると非常に需要があるといふことで、仕事もふえたといふことで非常に喜んでおられるといふことでありました。結局、こうやって仕事が出ますとリフォームをされた方々が、あるいは実際に事業をやった方々がいいといふだけではなく、まちの飲み屋さんが少し1人の経費がふえたとかそうい効果も出ていますといふようなお話もされておりました。ですから、

地元の中でお金が回るシステムにどうつくり上げていくのかということが大事なポイントではないかと思えます。

同時に、県が助成制度をつくる、市もある、これはどう考えますかという質問をされた方がおりました。このタキザワさんの回答はまちでやっている、あるいは市町村でやっている需要に対して県が支出をする、負担をしていく、そういうやり方はむしろやめた方がいいのではないかと。まちはまち、県は県、別の事業としてきちんとやっていただいて住民の皆さんが1回この事業を、リフォームをしたら5年たったらもう少しこっちも直したいというときは県の事業を使えるところで合わせ技でいくのではなく別々でやった方がいいだろうとこんなお話もされておりました。ですから、先ほども宮城県議会でも住宅リフォーム制度の請願が全会一致で採択をされたということでこれからどんな動きになるかわかりませんが、宮城県の方からいろいろとお前の方はどうだということの問い合わせやら何やら繰るのではないかと思うんですが、私はそういう意味ではあわせ技ではなくそれぞれ単独の事業としてやっていただいた方が住民にとってはいいのではないかとこういうふうに思いますので、その辺についてはそういうご意見も上げていただければとこんなふうに思うわけでございます。

実際、まだまだ内容の検討をされているということで、今県内の市町村のリフォーム助成制度を実施しているところの内容についてもお聞きをしたわけですが、宮城県と自治体の関係、今お話ししましたが、住民との関係で言いますと限度額、助成額の考え方なんです、宮古市は一律20万円を超えれば21万円でも10万円の補助金です。200万円でも10万円の補助金、こういうことになります。それで、例えば石巻だとか今お話にあった加美町ですとか、こういうところは費用額のパーセント提示にしているわけです。タキザワさんのお話ですと、一律10万円にしたことが非常に件数もふやしているし経済的な効果も上がる大きな要因になっているのではないかとこういうお話をしていました。パーセントにしますと所得の大きい人に優遇するというかそういうふうにならざるを得ない。200万円持っている人は10%で20万円もらえる、お金の少ない人は20万円ぐらいの工事しかできないということになれば2万円になってしまいます。そうしますとリフォームの仕事の量としてはなかなか出てこない。こういう関係もあるだろうというお話をされておりました。そういう意味では低所得の方々、余り大きなリフォームに至らないという方々も含めてこういうものに助成を受けられるというふうにするためには一律の方がよかったのではないかと。こんなお話もされておりました。

いろいろとお聞きをしたお話を今させていただきますわけですが、この辺について現

時点で今お話しした内容を含めて我が町での制度設計、どのような方向性が望ましいというふうに見えるか、その点についてだけご回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この制度でございますけれども、この制度の成立からしてなかなか興味深いというふうに思っております。行政として新しい制度をつくる際には今お話に出たように法的な問題とかいろいろクリアしなければならない問題があるわけでございますけれども、それも一つ一つ工夫しながらやっていくというのは役場の担当職員にとってもなかなかおもしろいというかやる気の出るやり方なのかというふうに思って興味深く聞かせていただきました。

この制度でございますけれども、使われる方、ユーザーの方にとって見ればできるだけ単純な方がいいということがあると思います。一方、我々助成をする側からすれば公平性とか、あとはどういったものがそれに該当するのかという基準についてなかなか難しいところがある。あと、基準をつくったときにそれをチェックする側なわけですので、件数が大きくなったときに役場の職員の数、担当からしてなかなか難しいというようなあたりが今どうやるのかなというポイントになっています。おっしゃるように、できるだけ単純にという点から言えば余り複雑な計算式を使うようなものはこれは望ましくなからうというふうに思いますが、ただ、すっかり単純にしていまいますと金額に応じて差が出てこないとこれまた不公平になるというようなこともありますので、その辺もまた検討しているところです。松島町としてこれをやるとすれば、後発になるわけですので、先発の事例を研究していただいてそれよりも使いやすいものにするべきだと思いますし、そういうふうな方向になるというふうに思っております。今お話を聞いたところもありますので、そこも含めてより使いやすい制度になるような形で検討していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今検討の最中ということでございますので、私も宮古市の例を6月よりさらに詳しくお聞きをしましたのでお伝えもしながらと思ってきょう質問をさせていただきました。ぜひ地域の業者さんにとっても、それからリフォームを希望される住民の皆さんにとっても本当にいい制度としてつくっていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。そういう意味ではしっかりとした検討もしていただきたいというふうに思います。そういう意味では宮古では業者さんとの話し合いを積極的に何度か持ったそうです、制度設計する段階でも。ですから、そういうこともぜひやっていただきたいと思っておりますので、業者

さんとの話し合いなどもぜひお願いもしたいと思います。特に住宅関連というのは非常に裾野が広いわけですから、経済の効果としては大きいものがあるのではないかというふうに思っております。宮古市ではこの間やった住宅リフォームの状況についても説明がありました。ほとんどが20万円から40万円の間のリフォームだそうです。合わせると大体70%を超える部分が20万円から40万円ぐらいの間のリフォームになっているということだそうです。岩手県の方をお願いをして地域経済への波及効果を計算してもらったそうです。岩手県産業連関表ということで大体地域経済に対するこのリフォームの波及効果、1.55倍ぐらいあるんだとこういう答えをいただいたというようなお話もされておりました。同時に、有効求人倍率についてもわずかですけれども上がりましたとこういうお話もされておりました。ぜひ経済的な問題も含めて効果がある、そういう制度としていい制度設計をお願いをしておきたいというふうに思います。住宅リフォーム制度については以上で終わりにしたいと思います。

二つ目は就学援助制度、教育予算の拡充についてという質問をさせていただいております。これはことしの1月、文部科学省が行いました平成20年度の子供の学習費調査、こういうものが公表されまして平成20年度の公立小学校の小学校教育費が年間平均で5万6,020円、公立中学校で13万8,044円もかかっているということが公表されたわけでありまして、この学習費という内容につきましては、教科書以外に図書費であるとか学用品であるとか実験実習材料費であるとか教科外活動費、通学費、制服費、通学用品費、修学旅行・遠足・見学費、学級児童会費、生徒会費、PTA会費、その他学校納付金あるいは寄附金とこういった学校教育のためにそれぞれの家庭が支出をした経費であるということだそうです。本町ではこれらの経費のうち学校の校納金として小学校で平均約2万4,600円、そのうち教材費相当分が9,300円、中学校で平均年間4万9,102円、そのうち教材費が6,752円とこういうことが21年度の決算で資料が提出をされておまして、それぞれご家庭から徴収をしているということになっております。そのほかに給食費があるわけです。21年度の決算では小学校で4万1,475円、中学校1・2年では4万7,040円の給食費がある。これを文部省の調査の平均額にプラスをすると小学校で約10万円、中学校で20万円近い負担というものを各家庭、父母がされているということになるかと思えます。

義務教育はこれを無償とするとこれが憲法26条の規定にあるわけでありまして。同時に1979年には初等教育は義務的なものとし、すべてのものに対して無償のものとするということが国際人権規約の義務教育の無償化条項がありまして、これを1979年に日本は批准もしているということなわけでありまして。しかし、こうした憲法の規制だとか国際人権規約を批准

しているにもかかわらず、今お話ししたように大きな父母負担というものの中で義務教育が支えられているとこのように思います。今この10年間の間に非常に国民の間の格差というのは広がったとこのようにも言われておりますし、特に若い世代では正規労働ではなく非正規の労働がどんどん拡大していつている。こういう状況がございます。そういう意味におきましては幾らかでも父母負担を軽減をして教育の格差を生まないようにしていく、そういうことが求められているのではないかと。そのことが行政の仕事として大きな仕事にしていかなければならないのではないかとこのように思うわけでありまして。

これまでも決算審査などの際にたびたび申し上げてきているわけでありまして、その手始めとして少なくとも校納金のうちの教材費の公費負担化というものを考えてはどうかというのが今回の最初の質問でございます。これは、質問書に1,000万円というふうに書きましたけれども、これは21年度の決算の生徒児童数、これと今お話ししたそれぞれ小学校での教材費9,300円、それから中学校での教材費6,752円、これに生徒児童数を掛けますと大体900万円ぐらいになります。ですから、余裕を見て1,000万円、このぐらいの予算があれば今父母が負担している校納金のうちの教材費の部分の負担軽減ができていくとこのようになるかと思っております。ついでに言わせてもらえば、11月には職員の皆さんを初めとする給与等の削減も行われまして、ここで1,300万円、1,400万円ぐらいのお金を削減もしているわけです。そういう予算、削減をされた予算を改めてこういう教育の予算に充当したんだということになれば削減をされた職員の皆さんも我々の身を削った分はそこに使われたのだとそういう満足感といったようなものが生まれてくるのではないかとこのように思うわけでありまして、ぜひこういう形の実現をしていただきたいとこのように思うわけでありまして、町長の見解をお伺いをしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 今野議員のご質問にお答えします。学校徴収金につきましては児童生徒個人に係る経費で、学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの、また学級等集団の中でも個人用の教材、教具として使用するもので、例えば家庭学習用ドリル、あるいは音楽の学習で使用する歌集等の副読本、そしてノート、文房具、学習用具であり、各学校において保護者の了解のもと徴収させていただいております。保護者の負担軽減を図るよう、各学校長には毎年指導しており、校納金もこの2年間で平均小学校で1,855円減額し、うち教材費については334円減額をしております。家庭科のエプロン等の材料代や工作セット、あるいは裁縫セットなど卒業後も活用できるものも多く家庭に同様のものがある場合は購入せず活用で

きるよう学校ごとに配慮してきております。教材費の公費負担化につきましては、市町村への国や県の支援策がない中、各家庭に対しましては子ども手当等子育てや教育に係る負担軽減策も今出てきております。今後も学校徴収金につきましては毎年精査し、保護者の負担軽減を図るようさらに各小中学校長に指導してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 昭和40年前後ですか、たしかこの義務教育の個人負担とすべきものについての規定を県の教育委員会あたりでつくっているのかと思うんですが、そういうものを根拠としながら個人で使うものについては個人で負担をするという考え方に多分なっているのだらうとは思いますが。ただ、先ほどもお話ししたように、義務教育は無償とするんだ、これは教科書だけではないと思うんです。教育をするに当たって必要なものについてはきちんと国なり行政なりが手当てをしていくということが本来は求められていることだらうというふうに私は思っているんです。そこがまず基本になればならない。その上に立って物事は考えていかなければならないと思いますし、同時に個人の負担分として求めている教具等がありますけれども、これは結局こういうものをそろえてくださいと学校から行くわけです。ですから、そういう意味では買わせているものなんです。確かに代用できるものもあるということになるかもしれませんが、こちらの子供は新品のもので代用できるからといってちょっと壊れたものを持っていったらうちの子供はかわいそうだと、買わざるを得ないというのが私は親の心情ではないかとこんなふうに思うんです。ですから、こういうものを用意してくださいということになれば結局同じようなものをそろえていく。だから、学校が同じようなものを注文とれるようにする訳でしょう。そして一括購入もする。であれば、これはきちんと公費で見てやってもおかしくないものになっているのではないかと。教育長は私はそのことを教育長はそういうふうに考えるべきだと思う。そして、町長に金を出してくれとそれを言うのが教育長の仕事でしょう。そこをみずからそういうふうになっているから要らないんだという立場では教育長の立場としてはちょっと弱いのではないかと。教育の中身を充実させるためにどうするんだ、そのために予算をとりたい、とるぞ、この姿勢が教育長としては大事なのではないか。

決算の9月の決算議会のときは担当の課長に教育部さん少ないのではないかと、重要比からいくと6割ぐらいしかなくなっていないとそういうお話をしたら、ぜひ教育予算の拡大に頑張っていきたいと力強い答弁もいただいているわけですし、そういう意味では私はもっともっと

教育にかかわっては教育委員会がその内容の充実のために頑張っていく。それは何かといったら町に対しては予算をどれだけ確保するのか、どういう立場で確保するのかということになっていくのではないかというふうに思うんですが、教育長はいかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 基本的なことになりますけれども、学校に要する経費は学校教育法によってその設置者が負担することになっている。しかし、現実的には全国の小中学校は幾らありますでしょうか、公費と私費、いわゆる私費は保護者負担徴収金によって負担させていただいている。その私費については受益者負担の原則によって個人に還元されるものについて保護者負担をお願いしているということで、その原則というか現実的なものに照らし合わせて無償的なものは非常に大事なことでありますけれども、あるものの再利用やあるいは節約、むだをなくすことも、節約できるものは節約してむだをなくしてそして最小の予算で最大の効果を生み出すことも教育の一つではないかというふうに考えております。

しかし、最後に今野議員がおっしゃられたことももっともなことだと思いますので、その辺は調査、精査しながら考えてまいりたい。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） だれもむだなことをしろとは言っていないわけです。効率的でむだのない内容で事業を進めるということはこれは求められていることだというふうに、それは常々求められていることだというふうに思います。その上に立ってもこれこれの授業をする上ではこれだけのものが必要だから用意してくださいというのが今の立場でしょう、家庭に対しては。それは個人に還元されるから個人で負担をなさいとこういう考え方だということを言っているわけですが、実際にはこういうものを用意してくださいと言っているわけでしょう。そうすると、これは個人に還元されるというのではなく教育上必要だから用意してくださいということになっているわけでしょう。そうすると私はこれは無償の範囲に当然入れていかざるを得ないものになっているのではないかということなんです。そこだと思います。いろいろ法律だとか規則だとかありますけれども、まず大体憲法でこれを無償にしているわけでしょう。国際条約で初等教育は、言ってみれば義務教育は無償を原則とするんだとこの条約を日本は批准しているわけだから、そこに近づいていく努力を以下にするのかということ、このところが求められている私は内容だと思うんです。

ですから、ぜひそういう立場で考えていただきたいと思うんです。教育長によってもそのところは多分同じお答えになると思うので、私は町長にそういう立場でこの部分につい

ては町長はおれが負担するとういう回答にならないのかどうか。利府町ではこの4月から校納金の一部をちゃんと助成するようにたしかになったと思うんです。ですから、教育長の答もわかりますけれども、首長の姿勢でここはどんどんかわっていくことができる中身なんです。そこのところが1,000万円です、1,000万円あればこれは解決できるんです。今回皆さん方の給料を削った分でできる中身なんです。そこのところを手当て、来年度からぜひ実施してほしい。町長は来年選挙ですよ。大きな目玉になるのではないですか。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確におっしゃられる意図といいますかそれは理解してはいるところでございますけれども、1,000万円、チリも積もれば山となる、1,000万円も積もれば1,000億円になるというふうな話もありますので、そこのところは全体的な財源とかそういったもの、それから支出科目等とのバランスをとるといいますか、おしかりを受けると思うんですけれども、そういう話にならざるを得ない。また、これも余計な話なんですけど、財源、税収面で毎年毎年低下傾向にあるわけなので、それに対して職員の給与というものも対応せざるを得なくてなっているわけなので、特に新しい財源が発生しているというわけではないので、そこのところをご理解いただきたいというふうに思っております。

例えば、国の助成、今回のように交付金、前年、ことしありますけれども、そういったものがあって振り分けられる予知があればそういったこともあるのかなとは思いますが、それも単年度だけですかえって皆様方にご迷惑をかけるようなことになりますので、その辺も総合的に考えながら財政運営をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） こればかりやっていると時間がなくなってくるのであれなんですけど、要は、いろいろ財政上のバランスの問題というのがあるのは私も理解していますけれども、きのうから、毎回ですけれども、松島の人口減少をどうするのか、定住対策をどうするのかとこういうことが言われているわけです。ですから、どこに重点配分するのか、ここも大事な問題だと思うんです。バランスをとって総花的に予算を使ってもこれは松島町の現状をどこから立て直していくのかといったときに成功しないと思うんです。何かしらに重点を置きながら突破口をつくっていく、そういう対策も大事だろうと私は思います。そういう意味で30%を超える高齢化率の中でこのまちを若返らせていくというその対策を講じていくことが私は大事だと。そういう若い人たちに魅力を持ってもらえる町をどうつくるのかということ

になったら、それは保育政策をどうするのかとかこういう学校教育の予算をどうつくっていくのかということが重点的なものになっていかなければならない。そう私は思います。そういう立場でぜひ考えていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

時間がなくなりますので、次の点に移らせていただきたいと思います。二つ目の問題は就学援助制度の拡充という問題であります。これは、たしか9月議会の終わりの方でしたかと思うんですが、全議員さんに民主教育を進める宮城の会というところで実施をいたしました宮城県内の就学援助制度に関する実施状況調査結果についてというものが配布をされたかと思えます。私もいただいて見ました。いろいろ疑問に思ったというようなところも出てきたので質問をさせていただくわけでありまして、就学援助については生活保護を受けている要保護世帯、それから生活保護世帯に近い困窮状態にある方々に対して、そういうふうに認めた方々に対して支給する準要保護世帯というのが対象になっているわけでありまして、文部科学省の調査によりますと、2009年度に就学援助の受給対象となった児童生徒数が2008年より5万1,982人ふえている。過去最多の148万8,113人になったとこういうことで、文部省としては経済情勢が好転しておらず今後もふえることが懸念されるとこんなふうに報告をしているということだそうであります。

本町の就学援助の受給者数は各年度5月1日現在でこの会が出したのを見ますと、19年度で122人、それから20年度で128人、21年度124人ということで、これは調査ですから本町から報告してやったとこういうことだと思いますけれども、21年度の受給率が11.7%ということで人数的にはばらつきがあるんですが、この3年間ずっと受給率はふえているというのが本町の実態でありまして、この制度の趣旨の徹底等を図っていくことをすればさらに増加をするのではないかとこのように思っておりますし、こうした世帯への援助を強めていかなければならないのではないかとそのように考えているわけでありまして。

この調査した内容を見させていただいて、この表をいただいたんですが、これを見ますと保護者への周知徹底についてというものがあまして、保護者へのお知らせの文書はありますかということなんですが、本町ではこれは配布していない。②でのお知らせの配布はどの時点でしていますかということについては、これはここには記入する場所がなかったのかどうか、記入がされていない。それからお知らせの回数についてということ、ここも空欄になっている。それから広報に掲載していますか、これはしています。それから掲載内容に所得基準等がありますかということが聞かれていて、それについてはないというふうになっております。

この問題については以前も何度もお聞きをしております、本町では入学の就学のための検査、健康検査、この時点で説明等をしているということでしたので、多分この就学の健康診断時にはしているのだと思うんでありますが、それだけでは足りないということを申し上げてきているつもりなんです。各年度、毎年度各学年で少なくとも説明しないと保護者に認知をされないのではないか、こういうふうに思います。そういうことで、ぜひ周知を十分に図っていくということが必要なのではないかと思います。本町のインターネットのホームページを見ますと、ホームページにはあります。ですから、広報で掲載してホームページに掲載して多分入学児の健康診断の際にやっているとこういうことだと思うんですが、低所得の世帯でインターネットのホームページをどれだけ見ているだろうかということになると、ホームページに載せたからこれで周知したというふうにもならないというのが現実だと思います。ですから、お知らせの文書をしっかりつくってこれを配布するなどして徹底していくということがまず求められるのではないかとこのように思うんですが、まず第1点目、そのところについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁願います。米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 就学援助制度の保護者への周知につきましては、ただ今今野議員がおっしゃられましたように、広報あるいは町のホームページで周知をしております。扶養手当、児童扶養手当を新規に申請された方には町民福祉課の窓口において教育課に呼んでいただくよう声がけをしてもらうなど、随時制度の説明を行いまして、また学校でも生活状況にあわせて随時相談や申請の勧奨をしております。約1割の家庭で制度を利用してもらっておりますけれども、毎年継続して申請していただいている方がほとんどの状況でございます。今野議員、先ほどおっしゃられましたように、毎年若干ずつふえている、人数が小学、あるいは中学生が減る中でふえている、割合が高くなっているということは考え方によってはこの周知等について徹底してきているのかなというふうにとらえることも、あるいはできるのかなと。しかし、今後はさらに学校だより、あるいは学年、学級だより等の学校から家庭に配布する機会等もありますので、そういったところを活用しながら制度のご案内やあるいは問い合わせ窓口の周知欄を定期的に設けまして周知の機会をふやしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうですね、ぜひ周知の徹底をどのようにしたら図れるのかということでぜひ考えていただきたいと思うんですが、この調査した団体でどういうふうにして周知徹

底をされていますかと、配布物などありましたらぜひ送っていただきたいということで送り返していただいたのがこれぐらいだそうです。20町村から返ってきました。仙台市、利府町、丸森町、登米市、七ヶ宿、七ヶ浜町、女川、白石、美里町、名取市、柴田町、大崎市、岩沼市、涌谷町、南三陸町、多賀城市、村田町、亘理町、大和町、栗原市ということで20の町村から返ってきた。残りの36は返ってこなかったということでないのかなと思うんですが、こういういろいろなさまざまなお知らせの方法をとっておやりになっているんです。ですから、我が町のホームページを見ると支給要項が載っていて、それから申請書が載っているというふうになってホームページはあるわけなんです、もっとわかりやすいもの、例えば大事なものはどれぐらいの所得なり給与収入等があったら該当するのだろうかというようなことも含めてわかるようでない自分たちは該当するのだろうかということにならざるを得ないと思うんです。ですから、もう少しそういう意味では申請できるようにわかりやすい内容のものを配布物などもつくっていただいて周知の徹底を図っていくということが大事だと思うんです。その点についてまずどうなのかということをお聞きをしておきたいということ、もう一つ苦情なんです。

苦情という大変なんです、ホームページにある申請書、私ダウンロードしてみました。ダウンロードしたら用紙サイズがA3なんです。普通の家庭はA4なんです、プリンターで印刷するのは。A3のプリンターを持っている家庭はそんなになんないと思うんです。ですから、これをA4サイズにつくり直さないとダウンロードして申請しろといわれてもできないところと思いました。これはぜひ直せるものだと思いますので、直していただきたいというふうに思います。さきの問題についてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 2点かなというふうに思います。第1点目の

中での印刷等についてはですけれども、今野議員も先ほどおっしゃられましたように、就学時検診健康診断のときにお渡ししておりませんが、こういうお知らせを各位にお渡しをしております。

2点目につきましては、確かにサイズがA3ということですので、この辺は検討させていただきたい。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 渡して、就学時に渡しているんですけれども、中身の問題なんです。わかりやすいものになっているのか。支給要綱のこういう中身を書いてだけ出しているのでは

ればなかなかわかりづらいですと。いろいろ対象になる項目もふやしたりして、この間就学援助については対象を拡大したりということもされてきているのはわかるんです。けれども、実際問題としてどの程度なら受けられるのかというのが見てわかるようなものにしないとなかなか大変なのかなとこういうふうに思いますものですから、例えば仙台市ですと家族数が2人。その場合は給与収入が270万2,000円ぐらいで対象になってきますといったようになっているわけです。3人の場合から7人の場合までそういうふう書いてあるとか、本町は住民税非課税というこういうことになっていきますけれども、もう少し、住民税非課税といわれてもそこに該当するといったときに額はどのぐらいなのだろうとわかりづらいでしょう。そういうことがわかるようなチラシ等をつくって配布をしていただいて周知の徹底を図っていただきたい。しかも、就学時の健康診断のときということは入学する時点のときしかしないということですから。あと随時必要と思われる世帯に対してはやっているということなんです、全世帯に対してこれは年1回はそういう制度があって受けられる仕組みがあるんですということを徹底していく。各学年でそれを徹底していくということをおやりになるべきではないかということなんです、いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 何らかの形で徹底するように検討してまいりたい。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 平成16年と19年ですか、ここでも同じようなことを質問しているのはほとんどかわらないんです、今まで、このことについては。私何回もそういうことを言っているんですが、かわっていない。そういう意味では本当に検討するといってもやらないというのが答えだと。これに通じる話になるんですが、今度はぜひそういうことで内容をよく検討していただきながら実施の方向、実現の方向にしていっていただきたいというふうに思います。

それからこの就学援助の問題で、それでは申請をする当たってどうなのかという問題もあるかというふうに思うんです。この就学援助制度については予算の範囲内で支給をしていくということになっているわけなので、実際に申請をした、けれども不認定になったとそういうケースはどれぐらいの間あったのか、あるいはなかったのか。その辺についてお伺いをしたいというふうに思うんですが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 申請についてですけれども、申請して不認定になったケースは過去3年間ではございません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 本町ではこれも前に民生児童委員等の意見を添付しなければならないとこういう規定があって、法改正もありましたし、ぜひそういうルートではなくしてほしいということで改善をされて必ずしも民生児童委員の意見はつけなくてもいいということにはなっているんですが、校長のところでは見るわけです。校長のところの一つの閉門になっているとこういう形なわけですが、それは校長のところでも終わりになったというケースも含めてないということなのかどうか。その辺もう一回。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） そのとおりではありません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、基本的には生活保護世帯、それから住民税非課税世帯というところが主な支給対象になるかと思うんですが、そのほかに支給要綱の中では国民健康保険税の減免または徴収猶予を受けているものとか国民年金の掛け金を減額されているものとか、あるいは児童扶養手当法に関連してその支給を受けているものとか保護者の職業が不安定で生活状態が悪いという場合等々書いてあるわけですが、生活保護あるいは住民税非課税以外で対象になっているケースというのはどれくらいあるのかお伺いをしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 国民年金免除世帯が9件、そして松島町就学援助費支給要綱の第4条適用、先ほどおっしゃられたところですけども、それは3件認定となっております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。もう一つは、多分住民税非課税というラインというのは相当数生活保護のレベルにほとんど同レベルというラインになるのではないかという気がするんですが、そのレベルより1円でも10円でも多いところが適用外になるわけです。そういういってみればボーダーライン層というのがいるのではないかというふうに思うんですが、そういう住民税非課税のボーダーラインのところにどれだけの世帯なり児童がいるのかということについて把握をしているのか。把握をしているのであればどれくらいいるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） ボーダーラインにあり申請がない家庭につきましては収入状況、あるいは課税状況を調べることもできませんので把握はしておりません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうですか。ぜひ、これはなかなか個人情報の保護ということもあるのかどうかとは思いますが、公務員ということでもありますから調べることは可能なんだろうと思うんです。ぜひそういう部分がどれぐらいいるのかということについて調べることはしないのかどうか。調べていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） その辺につきましては、先ほども申しましたけれども、教育相談とかあるいは学級懇談等において保護者の方と触れ合う機会というのは随分ありますので、そのときにいろいろと確認をするということにしております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員、ちょっとお待ち願います。時間的に1時間をちょっと経過しておりますので、このあと2点まだまだ残っていますので、ここで一たん休憩をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。都合悪いですか。

これでは、ここでトイレ休憩をさせていただきます。再開を11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の一般質問を続けます。今野 章議員。

○16番（今野 章君） 非課税のボーダーラインということについては、先ほどもお話したように、その気になれば数等々の把握というのができるのかと私は思います。ただ、その気になるかならないかということだと思っんです。松島町の教育、あるいは子供たちの生活状態、そういうものがどういうふうになっているのだろうか、そういう状態を把握するために何が必要なかと考えればこういうことも掌握していく項目の中に当然入っていかねばならない。私はそういう項目になるんだと思っんです。ですから、そういう点でももう少しこれは調整も同じなんです、住民の暮らし、教育行政からいえば子供たちの生活実態、その家庭の生活状況、これを把握するための努力というものをもっともっていただくということが私は必要なことではないかと思うふうになります。ぜひそういう意味におきましてこういう形での資料などもぜひ今後はつくっていただいて、子供たちの生活実態というものをしっかり把握できるようなことにしていきたい、このように思っんですがいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 既に実態になっていることを待つというふうになりますので、その実態把握に努めてまいりたい。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ぜひ実態把握にさらに努めていただいて、よろしくお願いをしたいと思います。支給要綱ありますけれども、支給要綱の中で住民税非課税世帯、9項目でしたか、のうちでそういう項目になっているわけです。支給の資格ということで9項目あって、その中に住民税非課税世帯が入っていますとこういうことなんですが、非課税の考え方なんですが、これは均等割も非課税なのか。所得割だけ非課税なのか。所得割も均等割も非課税なのか。よくわからないのですが、全部非課税なのかどうかそのところを確認。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） ちょっと私の方でその辺把握しておりませんので。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 執行部席の方で全部だどこういうふうに言っておりますので、均等割非課税、所得割非課税の両方ともだどこういうことだと思います。これは教育委員会では調べていないでしょうからあれですけれども、年収にすると均等割も所得割も非課税になる年収というのはどのぐらいかということがあります。219万円ぐらいですか、このぐらいで大体所得割も均等割も非課税になっている。所得金額で135万円ぐらい、こういふふうになります。ですから、就学援助を受けられる世帯の所得は135万円ぐらいだ、このラインを超えると就学援助を受けられないんです。ボーダーライン層というのはここから発生するわけです。非常に所得が低い層からも就学援助を受けられないそういう層が出てくるといふことなんです。ぜひそういう意味においても実態把握に努めていただきたい。もう少しここは聞きたかったんですが、多分私も余り通告をしっかりとしていなかったんで調査もされていないと思いますので、次に移ります。

この問題での大きな三つ目の問題は、今度今年度からですか、国の方では生活保護世帯、いわば要保護世帯に対してクラブ活動費、それから生徒会費、PTA会費、これを援助項目に追加をしております。本町の支給要綱は改定をされないままホームページに載っておりますので、そういった項目は入っておりません。この辺についてはどのようになるのか。なおかつ準要保護世帯に対しても町独自でクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を含めた援助をすべきではないかどう考えるわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 生活保護世帯につきましてはクラブ活動費、生徒会費、そしてPTA会費を援助項目に加えまして追加され、生活保護費の中で支給をされております。さらに、本町では生活保護費の中で支給されない修学旅行等、歯科等の医療費も支給しております。なお、準要保護世帯につきましては交付税措置となっておりますので、実際には市町村の負担が大きくなるために現在近隣市町でも実施市町村はない状況にあります。独自援助を充実するための国の財政措置などを期待しているところでもあります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ことしから生活保護世帯、ここに今お話ししたような三つの項目が加えられて援助が始まっている。金額にしますと小学校でクラブ活動費が2,550円、中学校で2万6,500円、生徒会費で小学校で4,350円、中学校が4,940円、PTA会費の方は小学校で3,040円、中学校で3,960円とこういうものが今年度から加えられて支給をされているということになっているわけで、これに対応して準要保護世帯に対しても支給をすべきだということをお伺いしたわけでありますが、残念ながら近隣でも実施をしていないと、ぜひ国の方でも面倒を見てもらえれば実施しますとこういうことかと思うんですが、国の方はたしか2005年ですか、これは一般財源化ということで準要保護世帯に対する国の措置は交付税化されてしまったということでもあります。そういう状況でなかなか自治体としては実施しにくいとそういうことについては理解しないわけではありませんけれども、国の方としては少なくとも要保護世帯にそこまで必要ではないかということで認めてきているわけです。ということは、これはそれとほぼ同レベルです、非課税世帯というのは。ということをお考えますと、これは金がないというにかかわらず行政としては、自治体としては加えて支給をしていくということが私は要請をされているのではないかとこのように思うんですが、その辺についてもう一度ご回答をお願いしたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） そのように前向きに取り組んでいくということは非常に大事なことでありますので、小学校においては23年度から新しく新学習指導要領の完全実施、中学校は24年度から完全に実施ということもありまして、体育用具として新学習指導要領改定に伴い必修になる武道、武道が必修になってまいりますので、その平成23年度より柔道着を援助項目に追加することを検討しております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私も今聞こうと思っていたところです。柔道着、詳しくはわかりません

けれども、柔道着は今ですと7,300円、そのほかに剣道、スキー、こういうものもあるんです。そうするとその辺についてはどう考えておられるのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 授業時数というのがありまして、何から何までということはなかなか確保、時数できませんので、松島中学校では柔道をやっていくということに決めておりますので、柔道着だけというふうに。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） なかなかお金がないという中で大変なんだと思うんですが、これは町長にお伺いしますけれども、この面でも教育委員会は予算の範囲でこれを支給するということになっておりますから、予算が膨らまないことには教育委員会はなかなか支給したくてもできないという形になる。今お話しした3点、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費ということについてはこれは要保護世帯には出ているということになるわけで、準要保護世帯にも拡大すべきだと私は今教育長にお話ししました。何分にもとこういうお話なんですが、この部分でちょっと私予算がどのぐらいかかるか計算していませんけれども、もしわかれば教えてほしいんですが、拡大するためにも予算をとる気はないかどうか、その辺についてお伺いをしていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 最初に米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 計算はしておりません。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 計算しておらないということでございますので、計算ができてから、まずそれを見るということから始めたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 124人ですね、21年度で。ですから、掛け算すれば簡単に出てくるのでそんなに難しい話ではないのです。小学校ですと2,550円の4,350円の3,400円ですから1万円ぐらいです。ですから、100人で100万円、そのぐらいあれば大体片付く話になってくるんです。要保護世帯は国の方から出ますから、その部分を除いた数が100になるかどうかはわかりませんが、100万円前後のお金があればそういうことも実施できていきます。こういうことだと思います。ぜひ検討していただいて、この部分についても国同様にというか要保護世帯同様に準要保護世帯についても家庭の負担が少しでも軽くなるようにしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

もう一つであります。最後ですが、就学援助の支給のあり方です。支給の要綱の中ではこれは学校長を通して渡すという規定になっているわけです。学校長を通すということは、すなわち私考えるには学校に行って校長から現金でお金をもらうのかとこんなふうに思うわけでありまして。そのことについて実際どういうふうな支給の仕方になっているのかということをお伺いをしたいということと、もう一つは支給の中身についてです。例えば就学旅行の費用ですとか、あるいは入学時の費用、こういう費用についてはそのときに必要なお金としてまとまったお金になっているわけで、修学旅行に行く前に支給しているのかどうか。あるいは入学の時点では入学する前に支給ができるようになっているのかどうか。この辺についてどうなのかということをお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 支給方法につきましては年2回の支給のほか、ただいまご質問ありました修学旅行につきましては高額となるために翌月には支給するようにしており、支給後に納付できるよう保護者の相談に応じております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） もう一つありました。具体的な学校長とのところであります。私が言ったとおりでいいのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 保護者への支給の仕方というか、手渡しかどうかということですが、保護者への手渡しは学校においてはプライバシーに配慮しながら慎重に行っております。そして、保護者の希望によりまして校納金を毎月納付して就学援助費はそのままの額で受け取りたいという家庭と、校納金の費用をその中から徴収してほしいという家庭もありますので、学校や学年により校納金の額も異なりますので個別にきちんと説明をして了解を得てお渡しする方法が必要となっておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。今答弁にもありましたように、なかなかプライバシーの問題が大事な問題だと思ったのでどういう形で手渡しをしているのかということをお聞きをしたかった、こういうことなんです。学校に「今日、おまえのうちの母ちゃんきてたよ。何しに来てたの」とこういうふうになっていくと子供たちにとってはどうなのかという状況も生まれるかというふうに思います。そういう意味で学校長の校長室に行ってもらえるのか具体的にわからないのですが、これは役場で渡した方がいいのかというようなことも含めて考え

ているわけです。学校にご父兄が行ってそこでもらうということになると今お話ししたような形態も考えられるということで、どうなのでしょう。その辺振込というふうになるとなかなかまたいろいろあるということもあって、考えておられるかとは思いますが、むしろ教育委員会に来てもらった方がいいという場合もあるかという気もするんですが、その辺についての考えがあればその点についてもう一回お願いしたいということと、入学時、修学旅行時の費用の支出については翌月で、これは父兄が一時的に高額を負担をしなくてもいいというふうになっているかどうか、そのところだと思うんです。仮払いにして先に出しておいて修学旅行の費用は他の生徒さんと同じように納められるようにしてあげられるのかどうか。そこがポイントだと思いますので、その辺についてもう一回お願いをしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 2点ではなかったかと思いますが、先ほどもお話ししましたように、1点目の方はそのように保護者に、あるいは子供たちに負担が及ばないような形で慎重に手渡しを行っているということで、今のところというかこれまで不都合があったところはないと聞いておりません。

それから修学旅行費につきましてはそのように高額になりますので負担が一気に重ならないような形で徴収をしているということになります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） あと10分ぐらいしか残っていないのでそろそろやめようかと思いますが、ぜひ今修学旅行のお話だけありましたけれども、入学時も制服やら学用品やらいっぱいそろえてはならないとこういうことになりますので、ぜひ入学時等そういう高額の出費、これが重なるようなときにはぜひ保護者の負担にならない形を考えていただきたいということをお求めおきたい、このように思います。

以上できょうは住宅のリフォーム助成制度とそれから教育予算、就学援助の拡充ということで質問させていただきましたけれども、いずれもこれは予算がかかわる中身ですので、大変なことだとは思いますが、ぜひ子供のきょういくということについては町長には重点配分をよろしく願いをして質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員の一般質問が終わりました。

一般質問を続けます。8番高橋幸彦議員、登壇願います。

〔8番 高橋幸彦君 登壇〕

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋でございます。質問に入ります前に本議会の一般質問の中で再

度問うというのが3件ございます。私が3番目なのですが、昨日の色川議員、ただいまの今野明議員、お二方はご自身がなされた質問を再度問うという形なのですが、私は違う方の質問を再度問うという形で、ですから、別な切り口でやりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、早速質問なのですが、ファミリーサポートセンター事業、これは7月に第2常任委員会が京都府の宇治田原町で平成20年度からやられている事業を視察にいったわけなのですが、それを受けまして9月議会で第2常任委員会の委員長である渋谷議員が質問なされました。そのときの答弁で、町長は松島町次世代育成支援行動計画後期計画策定時に行った未就学児のいる全世帯に対するアンケート調査の結果に基づいてファミリーサポートセンター事業より保護者からの要望が多かった保育サービスの充実を最優先とすることにしたと答えております。しかしながら、そのアンケートの項目中に子育て中に特に必要だと思うサービスは何ですかとの問いに、幼稚園一時預かり、一時保育、休日保育の三つに304人の保護者の方が希望され、ファミリーサポートセンター事業の要望は26人でありました。こういう結果で町長は先ほどのような答弁をなされたのだと思いますが、ただ、幼稚園の一時預かりと一時保育については前期計画の評価の中で一部目標達成であり、休日保育ということは恐らく不可能ではないかと私自身思っております。

同じアンケートの中で子育て支援センターに最も望むことという問いには、特になしというのが一番多くて107人、休日開所が62人で2番目に多かったわけでございます。私も第2常任委員会に所属して1年にしかならないので、子育て問題については余り詳しくはないのですが、毎月発行されている子育て支援センターだより等を見てよくやっているのではないかと私自身思っております。その支援センターに対して休日までやってくれというのは本当にこれはできないことではないかと思っております。それで、保護者の要望で多いのは病気のとときや休日の子供の預かりに有効なファミリーサポートセンター事業について町長はやらないという9月の答弁でございましたが、ぜひ再考していただけないかと思って質問いたしました。1問目です。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 施策の決定をしていく中でアンケートというやり方がよく対応されるわけでございます。今回もアンケートのデータをもとにしてご説明はした経緯がございますけれども、必ずしもそのアンケートだけで施策を決定するというようなわけではなく、そのアンケートでユーザーのニーズというか利用者の方々のご希望というものを把握した上で、今

度は制度としてそれを立ち上げていく際にどうなのか、どういう問題があって、それをクリアしなければならないのかというようなあたりも制度をつくる際には検討の材料になるわけでございます。その中でファミリーサポートセンターについてはおっしゃられるように役場内、公共サイドだけの限界といいますかそういったものも踏まえてのお話かなというふうには思うわけでございますけれども、その場合には今度そちらをやる側の体制というのか、そういうものが一体どういうふう構築されていくのかというようなあたりも検討の材料になるわけですが、そういう中で困難な点が多々あるというあたりがこの前の答弁の理由になったわけでございます。

そういう中では松島町役場として次世代育成支援行動計画、これは役場だけではなく委員の方々にも、識者の方々にもまざって検討していただいたこととございますけれども、そういう中での結論としてファミリーサポートセンター、これはもちろん悪い制度ではないですけれども、今やるに当たってはちょっと時期尚早な部分があるのではないかと判断があったのかというふうに思うわけでございます。そういうわけで、答弁の内容としては前回の答弁ということにさせていただきたいと思えます。なお、もう少し詳しいところを担当の方から説明させたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私の方からファミリーサポートセンターの事業についてちょっとご説明させていただきます。ファミリーサポートセンター事業につきましては子育てのお手伝いをしてほしい方と、お手伝いのできる方が会員組織化を行い、有償で子育ての援助を行う事業でございます。行政側ではその事務局として会員の登録や紹介などを担うこととなります。この事業につきましては現在事業をしております近隣の塩竈市、多賀城市に現在やっている運営状況等を伺ったところであり、子育てを手伝ってほしいとの要望はあるものの、お手伝いを引き受ける方が会員の方がなかなか見つからない状況であり、時間があわないなどといった場合が多々あると伺っております。また、預かっていただく会員の方は必ずしも保育士等の資格を有している方ではなく、研修を受けているものの一般の方々であり、子供を一般会員宅に長時間預けることに対しては抵抗感などがあり、それから病児の預かりは行わないといったこともあり、多くの場合は保育所や学童保育の送り迎えが大半となっていると伺っている状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 大体想像したような答弁でございますが、考えてきた2番目の質問の前

に町長にお伺いしたいのですが、これは宇治田原町のファミリーサポートセンター事業の視察のときにいただいたもので、そのときに米川教育長が私どもの委員会に同行されたのですが、渋谷議員の質問が9月議会の通告の前に、もちろん通告がきてから恐らくごらんになったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 見ておりませんでした。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 本議会でも教育委員会は独自機関だということで独立機関だということであるのですが、そういう点ではファミリーサポート事業というのは知事部局の今町民課長が答弁したように知事部局の内容だと思うんです。ですから、こういった場合はどういう実例があったのかというようなものは見ていただきたいことだと思うんですが、それは要望になるかと思いますのでそれだけでやめておきます。いいです。ぜひ先進事例なのでですからよく見ていただきたいと思っております。

それで、後期計画の具体的内容についてファミリーサポートセンター事業については継続という位置づけでございます。それで、その中で町単独での実施はできないが広域での対応については検討するとなっております。ただ、私どもが視察しました宇治田原町は人口が約1万人です。松島町よりも小さい町でございます。これは国では恐らくないのではないかと思いますけれども、県の要綱なのかどうかかわからないですが、ファミリーサポートセンター事業を行うにはほぼ5万人規模の人口の規模があるところでやるというふうになっていて、それで広域計画案の中でちょっと見たら実施のためには会員数が100人以上が条件となっているというふうに書いてあるんですが、これは県、多分宇治田原が会員数がたしか平成21年度で会員が48名だったと思うんです。ですから、国の方のあれではないのでしょうかけれども、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 後期計画の策定に当たりまして区により示されたおおむねの基準に基づきまして策定を進めたところでございます。人口規模については5万人相当が想定されておりますということで、それから会員数が100人以上集められるかと条件と記載されておりますけれども、100人以上があれば会員運営については望ましい数字かなと思まして子のような表現をさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君）　ということは条件ではない、望ましいということなので少ない会員でもできるのではないかと思います。宇治田原も最初は年度途中だったからだと思うんですが、最初の年が25人、件数が25件です。それで21年度が56件というふうにふえております。そういう人口規模とか広域でという考えで二市三町ぐらいを考えているのかどうかわかりませんが、1万人ぐらいの規模の町でやっていることができないというのは一般質問などでも、それから議案の審議の中でもよく町独自の施策をというふうに議員さんがよくおっしゃられるとおりに思うんです。ですから、そういう5万人規模とかそういうものにとらわれずにぜひこの事業を、私が以前に定住の話でちょっとしたときに第3子以降に直接お金をという質問をしたときに、町長は税の公平性みたいなことだというような話もあったのですが、先ほど今野議員さんも言っていました、若い方というか就学中の方とかそれからお年寄りの方、そちらの方に重点的に予算を、お金をつけてそれで事業を行うというのが私は大事ではないかと思っておりますので、その辺のことをお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　自治体にもいろいろなタイプの自治体があるわけでございまして、これは言いわけしているというふうに誤解はしていただきたくないわけですが、宇治田原町の場合は人口は松島町よりも少ないわけですが、町のありようとしてベッドタウン的なところがございまして、世代構成とかが随分違っております。例えばこの近辺で言えば仙台市に隣接している富谷町とかああいうところにどちらかといえば近い、松島町よりは。そうすると、世代構成も違う、それから活動の仕方も違うというようなことがありますので、必ずしも人口規模が松島町よりも小さいので希望者が集まるというふうなことではないのではないかというふうには思っているわけでございます。

私どもいろいろ施策を考える際に、また制度設計とかを考える際に人口規模は当然基本にはなるわけですが、町の状態、そここのところをある程度頭の中に入れてやらなければいけない。私は決してこれはだめだというふうに、可能性が絶対ないというふうに思っているわけではないわけで、制度としてそういういわゆる民間組織、そういったものが立ち上げられる可能性はあるとは思いますが、そういう中で現実問題として様子を見たときに可能性としてどのぐらいのものか、そのときにほかのいろいろ要素もありますからほかの施策との順番の話もありますので、そういう中ではこここのところはちょっと置いておいてというような考え方で今後施策を選ばせていただいているということなので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 大体質問すると町長の答弁は順番をつけてとそういう答弁が多いのではないかとと思いますが、きのう意志表示したのでございますのでぜひ力の入れるところを間違わないでというか決めていただきたいと思っております。

最後に、何回も出してあれですけれども、宇治田原町、うちの町とはちょっと構成が違うのではないかと。そういう面もあることはありますが、大分話を聞いた中では町としても同じような苦勞があったみたいで、ぜひこの資料、これを一度本当に見ていただきたいと思っております。それで、宇治田原町のファミリーサポートセンター事業の予算を町の負担は幾らかというものを質問された方がおまして、21年度決算で7万5,000円、内訳が臨時保育士賃金が1万円、講師料が1万8,000円、消耗品費が1万7,000円、チラシ折込代が1万5,000円、保険料が1万5,000円、合計で7万4,000円。この金額を聞いたときに本当にびっくりしたんです。こんなものでやっているのか。先ほども言いましたが、21年度では56件の送迎と預かりとか預かり保育、その他というような事業をなされておるわけでございます。それで、何でこんなに少ないのかと思いましたが、松島町では毎月子育て支援センターのあれを発行していると思うんですが、宇治田原では町の広報誌に必ず1ページ子育て支援センターの欄があるらしいんです。それに毎月の行事とかを入れてるので、このさっき予算の中でチラシ折込代と言ったのは年に何回か臨時で発行するものでこんな少ない金額になっているのではないかと思っております。松島町はどのぐらいかかっているかわからないですが、そういう広報誌にその子育て支援センターの情報を上げるというような方法もあるのではないかと思いますので、そういうことを検討なされてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） お金の話が出ました。どうも私の議会答弁から大橋は「金がない、金がない」としか言わないというようなお話で印象を持たれているのかなというふうに思っておりますが、そういうわけではございませんで、それももちろんありますけれども、金額だけでやっているわけではないということはこの際言わせていただきたいと思っております。

実際にその事業を立ち上げる際にそのニーズがどのぐらいあるか、それに割く人員がどうなのかということまで含めて検討させていただいている。また、今回の次世代育成につきましては識者の方々のご意見もお聞きしているということもあってこういう判断をさせていただいているわけでございます。ただ、広報のやり方とかもっともっと合理的にお金がかからず、そしてもっと効果の上がるような方法をとるべきであるというご指摘は大変もっとも

でありますので、今ご指摘のあった面については工夫をしていきたいというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 最後というかもあれですが、質問は終わったんですが、ぜひほかのまちの先進事例を検討なさって、先ほどの今野議員の質問でもそうですが、松島町独自のものがなかったのではないかと。これまでも大橋町長だけではないと思いますが、日本三景松島というふうに皆さんよくおっしゃいますけれども、それだけで結局何も町の施策がないと先ほどもちょっと控え室の方で話が出たんですけれども、松島町に住みたくなるというような条件、それはそういう施策が結局情報発信されていないからではないかと私自身考えるものですから、ぜひ子育てに優しいまちとかよくほかの町などでやっていますけれども、そういうようなものを独自に打ち出してぜひこのファミリーサポートセンター事業も余り遠くない時期にやっていただきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 8番高橋幸彦議員の一般質問が終わりました。

一般質問継続中ではありますが、ここで休憩をとりたいと思います。再開は13時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

1番緑山市朗議員、登壇願います。

〔1番 緑山市朗君 登壇〕

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。午前中、傍聴者の方がいっぱいいらして張り切っておったんですけれども、少なくなったので力が抜けてしまいました。答弁を力強くお願いしたいと思います。

通告に従いまして二つの件に関して質問をさせていただきます。一括方式というふうにチェックを入れたのですが、私の知識不足で一問一答でさせていただきたいと思っております。お許しをいただきたいと思います。

1件目ですが、要介護者の施設入所待機の実情についてお聞きをしたい。そしてそれを広く町民の要介護者を抱えるご家族へ周知を図るべきと考えますが、いかがでしょうかということでもあります。

本町には平成21年度末集計で要介護認定者が665人、内訳としましては要支援者が128人、

要介護者が537人、計665人もおられるわけですが、そのうち施設介護サービス受給者、いわゆる施設に入所しておられる方が158人ということですが、これは要介護認定者の23.7%、軽度の要支援者を除きましても29.4%、これしかなくて約10人に3人でしかないというのが現状であります。これら要介護者のうち施設入所を希望している人はどれくらいおられるのか。この資料では要介護度がひどい3の方が107名、4の方が94名、5の方が80名とおられるわけなんです、実際入所したいという希望の方はどれくらい果たしておられるのか把握していればお聞きをしたいと思います。

それから私自身も10年間母の介護をしてまいったわけですが、施設に入所できないで待機しているその家族がなぜ入れないのか。単純に施設が少ないからではないかと私自身も思っておりましたし、またそう思っておられる方が多いようなのですけれども、なぜ施設がふやせないのかふえないのか、根本的な理由は何であるのか。また施設を増設の可能性は今後将来的にあるのかどうか等をお聞きしたいと思います。また、これらの施設の入所の可能性、それから増設の可能性等々を要介護者を抱えるご家庭の皆さんに周知を図って不安を解消するようにしてほしいという町民も多いですし、またそのようにすることが福祉の町民サービスにつながるのではないかと思うんですけれども、お聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 副町長、担当課長がお答えいたします。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、緑山議員のご質問にお答えします。居宅の要介護認定者のうち施設入所を希望している方のまず人数ということでございます。1人の方が町内外の複数の施設に申し込まれているために実人数の把握というのはできておりませんが、松島長松園に申し込まれている方ということで12月1日現在で101名ということになっております。議員のお話のように、施設への待機者というのは年々増加しているということでございます。すぐに施設入所できる状況にないということも確かでございます。我々もその点は非常に認識しているところでございます。しかしながら、介護保険事業計画というものがございまして、これが今第4期という計画になっております。そこで介護認定を受けている方の今後の介護希望といたしましては介護サービスを利用しながら自宅だと、多くの方が在宅生活を希望しておられたということ、それから本町の居住権サービス基盤については既に国の参酌標準を超えていたということもございまして、既存の施設の活用を図りながらできるだけ

在宅で安心して生活を送ることができるよう総合的な支援に努めてきたところでございます。施設の増設、建設等につきましてはこの介護保険事業計画、これに基づいて行われておりまして3年ごとに見直しをしているところでございます。平成23年度に次の第5期の介護保険事業計画策定の年、24年度からその計画の実施年度になるわけですけれども、その前年度の23年度において事業計画の策定の年ということでございますので、その際に再度ニーズ調査を行って地域の高齢者がどのような現状にあってどのような課題があるか等々を検証し、必要な施設、またそのサービスを行うためにどの程度の保険料が必要になるのか検討していくということになっております。施設の建設は本町における65歳以上の方の介護保険料の上昇、また町の財政負担に影響を及ぼしますのでその辺は慎重に検討していく必要があるということでございます。私からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私の方から町民の方に実情を周知する点につきましては今後介護保険事業計画において介護運営協議会でいろいろ議論されることとなりますので、その内容等をホームページ等に掲載する等、それから広く町民の方にお知らせしてまいりたいと思います。それから、あわせまして年に6回開催しておりますケアマネージャーさんの研修会においても介護施設の待機状況につきまして情報交換を図りながらケアマネージャーさんを通じて家族の方に周知等を図りたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 先ほど要介護認定者が665人、それから入所者が158人というふうに私は前年度末資料で申し上げたのですが、これは今現在これ以上多くなっているのでしょうか、当然。どれくらい多くなっていますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 21年度決算の保健福祉事業概要のところでの数字かなと思いますけれども、確かに1年前の状況でございますのでちょっとそれぞれの要介護が4とか5の数字が何人ふえているかというのはちょっとこちらの方で把握はしておりませんが、1年たっておりますので若干はふえていると思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） ふえているということで、今後ますますふえると思います。それから施設の入所者が158人ということでしたけれども、資料を見ますと介護老人福祉施設が49人、介護老人保健施設が94人、介護療養型医療施設が17人ということなんですけれども、具体的に

町内のどういう施設、施設名、どういうところに入っておるのか。それからその施設の中で松島町民がどのぐらいの割合を占めているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございますけれども、この資料に基づきますと49ということでございますけれども、松島町におかれましては松島長松園に15名の方が入所されております。それから同じように千賀浦福祉会関係ということで清楽苑の方に6人、それから第2清楽苑の方に3名、多賀城園に5名、それからそれ以外の施設がありますけれども、全部で14の施設に49名ということでございます。それから介護老人保健施設94人でございますけれども、そのうち主なものは松島緑の家が50、それから大郷町のオーベルジュというところで20でございます。そのほか、今言った施設以外に11の施設がございます。合計で94名の方が入っております。それから介護療養型医療施設でございますけれども、17名ということでございますけれども、松島病院に15名、それからほかの医療機関二つにそれぞれ1名ずつで17名でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） ベッド数に比べるとこれぐらいしか入っていないのだろうと思います。なぜ町民が入れないのかという声もありますし、また私自身もそう思っておったわけですがけれども、副町長がさっきおっしゃいましたように、これをきちんと精査していただいて不安解消、混乱解消に努めていただきたいと思います。入所待機者といいますのは、結局入れないということで居宅介護サービスとか地域密着型サービスとか施設介護サービス以外のサービスを受給して待機をしているわけですがけれども、具体的にはヘルパーさんに来てもらう、それからデイサービスを受ける、ショートステイに行く、こういうことをしながら順番待ちをしているわけなんですけれども、その順番待ちをされていて自分が何番目なのかということの将来不安もありますし、その解消にとにかく努めていただきたいと思います。それには介護事情の現況を要介護者を抱えるご家庭、町民にお知らせをしていただきたいと思います、情報提供していただきたいと思います。私自身の経験から申し上げます、要介護認定を受けてから町の福祉センターのケアマネージャーさんにずっとお世話になったわけですがけれども、段々ひどくなってきたのでということで入所の申し込みを勧められたわけなんですけれども、その際に町内外数10ヵ所のリストをいただきまして、施設の名前、所在地、電話番号、このリストをちょうだいしたんですけれども、ここへ行って聞いてきなさい、相談してみなさいということでヘルパーさんに留守番を頼みましてその施設に随分通いました。女房と2人で、それから向こうのアポイン

トを取って、入所についての説明を受けて、施設を見学して、利用料を聞いて、順番が何番目なのか、そこで申し込みをするなりまた再度行って申し込みをしたりと待機者はそういう経験をみなしていると思うんです。近いところでも半日ぐらいかかる、遠いところだと1日がかかりで行かなければいけない。ヘルパーさんに見てもらって通わなければ行けない、何度も何度も、何ヶ所も何ヶ所も。だから、福祉センターでリストをよこすだけでそれ以上のことをしてくれない。町長の施政方針で健康で互いに助け合い心の通う温かいまちづくりとうたっておりますけれども、こういう福祉センターの対処というのは少々冷たいのではないか、行政として冷たいのではないかと思うわけです。

先ほど恐縮ですけれども自分のことを申し上げましたけれども、10年間のうち最後の2年間、昼となく夜となくオムツを交換して、大小便まみれのを洗って、睡眠不足になって、ストレスがたまって、仕事ができなくなって、体を壊して経済的に困難になる、そういう人が少なからず町内にもおると思いますし、こういうものは経験を積んだ方でないとわからないと思うんですけれども、今後ますますふえると思います。それは一つは介護事情の情報が得られない、また情報を入手する余裕もない、精神的・肉体的に余裕がない。介護で疲れきってしまう、自殺者も出るぐらいの世の中でありますから、情報がないがゆえの不安というものがあると思います。それをぜひ温かく要介護者を抱えるご家庭に提供していただくと少しでもその不安の解消になるのではないかと思います、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 介護なされている方のご苦勞というものを今の話からもわかるわけでございます。情報ができるだけその場でとれる、それも短時間で多くとれるというようなことは必要かと思っておりますので、研究させていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） よろしくご研究、ご検討お願いしたいと思います。

それから地域包括支援センターで実施しておりますが、年に6回、この資料に書いてありましたけれども、高城の公会堂で介護者交流会というものを開催しておるんですけれども、平成21年度で6回開催されまして、その内容は書いてあるものを読みますが、介護者同士の情報交換、介護保険情報提供、各種相談窓口の紹介等をしている。介護者、要介護者を抱える人々の交流会なんですけれども、参加人数を見ますと9人、8人、8人、10人、8人、7人と年間で延べ50人、要介護認定者が665人いるにもかかわらずこれしか出席していない、参加していない。これは何でこんなに少ないのか、苦勞している人が多いにもかかわらず町で

こういう機会を設定しているにもかかわらずなぜ少ないのか。悪く憶測すれば内容がよくないのではないか、役に立たないから行かないのではないかと思うのですが、いかがでございましょう。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 資料のとおり、おっしゃるとおり延べで50名ということがございます。内容がよくないのかなというふうなご質問なんですけれども、そればかりではないと思いますので、ちょっといろいろ研究というか調査させていただいて、多くの方がこういう介護交流会に参加できるように進めたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） よろしく検討、研究をお願いしたいと思います。先ほど、今交流会少ないと言いましたけれども、私も現状そうなんです、知りたければ福祉センターに來い、知りたければこういうものがあるから出て來いということだと思うんです。行政の方が、さっき申し上げましたように時間的に、精神的、肉体的に本当に疲弊している、困っている、余裕がないというご家庭が多いわけですから、もっと頻繁に、定期的に、また近場で高城の公会堂だけではなく例えば小学校の旧学区ごととか身近なところで気軽に行き出して説明会なりセミナーなりそういうものを開催していただければもっと要介護者を抱えるご家族の人たちが楽になって情報収集もできるのではないかと思うわけでありますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 開催の場所をふやすなりということでもございますけれども、先ほどもお話ししましたとおり、介護専門員、いわゆるケアマネージャーさんの会議、年間に6回開催しておりますので、その中でもそういう情報を密に連絡をとりながら待機者の家族の方に情報等を発信したいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 善処方よろしくお願いを申し上げます。

続きまして2問目に入らせていただきます。町のインターネットホームページを充実させていただきたいということですが、平成22年度当初予算におきまして今年度中にホームページのリニューアル業務を行う。委託料999万4,000円をとっているということで期待をしておるわけなんですけれども、ホームページをごらんになっている方はおわかりのように、現行のホームページ、余り十分とは言えないという印象を持っておると思います。また、私

もいろいろな方から現行のホームページ、ちょっと検索しにくい、わかりにくい、不便だという声も結構聞くわけですが、広範な情報提供という観点から見ましてもっと構成を論理的に、また検索しやすくかつ細密につくれば利用者の利便につながるのではないかというふうに思います。今ネット社会といわれておりますので、時流にあわせて充実を図るということを求めるものであります。特に松島町は観光の町で観光客、町外・県外からのアクセスも多いと思いますのできちんとしたホームページを作成することによって観光客の誘致にもつながるのではないかと思うわけであります。松島観光協会のホームページ、きちんとしたものがありますので、重複もする範囲もあるかと思いますが、松島町のホームページは当町の顔でありますまた看板でもあると思いますので、充実を求めたいと思いがいかでございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ホームページの改良につきましては、私は当初からしたいしたいというふうには思っていたところなんですが、なかなか順番づけがそちらに回っていかなかった事情があるのですが、ようやく今、手をつけているところでございます。おっしゃるように、見にくいもので、ざっと申し上げればレベル的にはこれまで低かったのかな、ほかと比べて。ですから、最低でもほかの平均レベルぐらいには引き上げて、かつそれ以上のものをやりたいと思っておりますが、詳細については担当課長より答弁いたします。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、お答えさせていただきます。本町のホームページにつきましては本年度事業としてリニューアル作業を進めておりまして、平成23年3月上旬公会を予定させていただいております。新しいホームページについて、ただいま緑山議員のご指摘される内容を包括するものとして作業を進めさせていただいております。なお、インターネットを利用した情報ニーズは常にかかります。新しいホームページでは閲覧ページの集計が可能となり、閲覧者が必要としている情報を把握しより見やすいページ構成の変更が容易にできるようになります。また、サーバーの容量もふやすことでより多くの情報を公開でき、また観光ページを含めて各担当職員で容易に更新できるものとなりますことから、さらに内容の充実が図れる予定でございます。

なお、現在のホームページについても2月末までに適宜更新・修正を行ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 町長が現行のものはレベルが低い、ほかの市町村と比べても余り芳しくないというお話で、立派な充実したホームページにできるように努力をしていただきたいと思います。

ところで、現行のホームページの年間アクセス数はどれぐらいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 平成21年度実績でございますが、約33万7,000件でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 33万7,000件、1日100件ですか。ちなみに、松島観光協会の年間アクセス数は把握されていますか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 申しわけありません。ちょっと把握しておりません。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 事前に言うべきだったと思うんですが、当然把握されているのかと思ったものですが、けさ電話して聞いてみたんですが、年間、平成21年度で46万件だったそうです。本町のアクセス数よりも多いということで、前年度の来町観光客数が265万人でありましたので約5人に1人ぐらいは観光協会のホームページにアクセスしているのだらうと思います。当町の今の公式ウェブサイトは基本的には町民向けに編集されているのだらうと思うんですが、先ほど申し上げましたように松島町公式ウェブサイトでありますから松島町の顔であり看板であり、また商品で言えばカタログであり本で言えば内容見本であると思います。まずごらんになっておられる方はわかると思うんですが、先週の現行のホームページをプリントしてきたんですが、1ページ目、基本的に4ページに目次が分かれているわけですが、1ページ目、町政情報、2ページ目、刊行情報、3ページ目、暮らしの情報、4ページ目、事業者向け情報となっていて、1ページ目が上の5分の1ぐらいいごらんになってわかるかだと思います。松島の写真、風景が出ていまして、その下に小さく小見出しが七つあるんですが、町政情報、1ページ目の町の政治の町政情報、この小見出しは町長室、町の概要、組織案内、施設案内、統計資料、各種計画、例規集、広報、公表資料、最後に議会。これを各小見出しを開くとそれぞれの項目の表紙が出るわけですが、ちなみに議会に関しては議会の表紙すらないというお粗末な情報なんですけれども、この上の5分の1で私はいつも不満に思っているのは上の5分の1の下5分の4が新着情報とトピックスというのが羅列してありまして、例えば町政情報の中に先週

のプリントですけれども、TBCラジオ、「ロジャー大場のラジオな気分 松島から生放送 12月8日」「水森かおりさん 第61回NHK紅白歌合戦出場決定11月28日」、トピックス保健福祉情報、町政情報に書いてあるんです。2ページ目、観光情報「水森かおりさん第61回NHK紅白歌合戦出場決定」これも書いてある。それから観光情報の中に松島町新型インフルエンザ対策行動計画、これも書いてある。3ページ目の暮らしの情報「水森かおりさん第61回NHK紅白歌合戦出場決定」ここにも書いてある。それから暮らしの情報の中に平成21年度教育委員会教育行政点検評価報告書、これも書いてある。事業者向け情報、新型インフルエンザワクチン予防接種が始まります。これは構成、編成が非常におかしいのではないかと常々思っておるのですが、なんでさっき申し上げましたように町の公式ウェブサイトですから本で言えばこれも4ページ編成になっているんですが、本で言えば第1巻何々、第2巻何々、第3巻何々、第4巻何々、第5巻何々とそれがあって、その内容をきちんと編成をしてここを開けば第2検索で何が出てくるというふうな論理的な構成をするべきだと思うんですけれども、ここの新着情報でこういうものを書いているから非常に検索しにくい、わかりにくい、お粗末だという話になると思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ですから、私が申し上げたように現行のホームページが質が落ちるということのでございますので、それを改良するということのでございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） よろしくお願ひしたいと思いますが、ですから、例えば4ページ構成ではなく政治経済福祉文化スポーツ、それから教育保健福祉暮らし生活等々のそういう検索しやすい構成に編集をしていただきたいと思います。さっきも話が出ましたけれども、委託をしているということなんですけれども、きちんと連携をとってチェックをしながら立派なホームページにしていきたいと思います。最後にもう一度答弁をお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議員ご指摘のように、極めてまずい部分、全部がまずいというわけではないわけですが、論理的なつながり部分は論理的な緑山議員としては気になるところなのかなというふうに思うんです。そういうわけですので、そのところも今作成中なんです。私も何度か見ていますけれども、全体的な構成としては今よりも大変改善されるような形になっております。なお、作成途中でございますので興味がありますれば議員も来ていただいてごらんいただければ、そこでアドバイス等をいただければ幸いです。

○議長（櫻井公一君） 1番緑山市朗議員の一般質問が終わりました。

一般質問を続けます。

3番高橋辰郎議員、登壇願います。

（3番 高橋辰郎君 登壇）

○3番（高橋辰郎君） 3番高橋辰郎です。私の質問は2問であります。できるだけ早い時間に終わりたいと思います。

交流と行政施策として市町村の例は今日珍しいものではありません。2009年度は会派研修として村山市、本年はにかほ市を学んでまいりました。一般質問1問目、夫婦町国際交流行政について通告しているところであります。にかほ市は旧象潟町がアメリカワシントン州アナコーテス市と、旧仁賀保町がアメリカジョウニー市と姉妹都市を提携している。旧金浦町は白瀬南極探検隊記念館がニュージーランドカンタベリー博物館と姉妹館提携を締結している。さらに、旧象潟町は中国浙江省諸暨市と友好都市提携を結んでいる。このそれぞれの友好交流は継続され今日も推進されております。こうした関係のもと、相互訪問が活発で市国際交流協会の存在は大きく、にかほ市の国際交流費は国際交流協会運営費補助金60万円を含め約1,000万円となっています。あしたを見つめ今を考える国際化、国際交流の先進地と私はにかほ市で意識をしてまいりました。観光振興への取り組みも、

一つ、平成23年度には年間交流人口を300万人と掲げ、宿泊は30万人、

二つ、観光モデルルート、受け入れ体制づくり、広域連携、特産品開発と助成政策が推進されていた。住民の英知と情熱を市政に生かそうとするその姿勢は評価されるものと思いました。

松島町とは夫婦友好の関係にあり、市観光課が主体となっている。にかほ市訪問交流を呼びかけているとのことで、民民交流はもとより官主導の交流はより活発化されるべきであります。松島町としても単に小中学校の修学旅行を受け入れるだけであってはならない。交流活性を進めるべきであります。特に相互の職員を派遣しあっている多賀城市と太宰府市の例を他山の石としてはならないと痛感しました。

1問目、夫婦町協定は旧象潟町とのことでにかほ市とすべきと提言をしてまいりましたが、その後の対処をお伺いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、高橋議員の夫婦町の関係についてのご質問にお答えいたしたいと思います。ご質問は夫婦町協定のことで旧象潟町との関係でにかほ市と新たにその協

定を結ぶべきではないのかというようなお話だったかと思います。これは前回、平成19年12月議会で町長の方が答弁しておりましたとおり、旧象潟町と松島町、昭和62年8月1日に当時全国初の夫婦町ということで盟約締結を行いまして、その後、にかほ市が誕生しましたので旧象潟町から新市にその盟約も引き継がれているということでございます。このことはにかほ市から確認をとっておきまして、合併の協定の進行管理等々をにかほ市の方からいただいておるわけでございますけれども、姉妹都市等の連携及び災害協定も結んでおりますけれども、それについては新市に引き継ぐものとするということでにかほ市が引き継いでおります。したがいまして、改めて協定を締結し直す必要はないという判断をしているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、引き継ぐものとするということであったとすればそれは文書上何かの取り決めがあったのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまのご質問でございますが、にかほ市側の方で旧町村のそういったものを引き継ぐということで合併協定の中で結ばれておりますので、本町との間での文書上のやりとりはございませんが、そういったことで改めての契約締結は必要ないと考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 先ほど申し上げましたように、旧金浦、仁賀保、象潟、3町それぞれ外国との交流をしています。協定を結んでおります。これはやり直しをしております。旧金浦町で結んだものもにかほ市としてやり直しをしています。にかほ市として協定を締結を再度しているわけであります。国内だからいいというふうに理解をなさっておりますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 国内だからいいということではないと思います。その新市の状況、それぞれの判断があって、例えば県内のほかの合併市町村においても改めて合併市、新市の方で姉妹都市提携を結び直したという市町村もありますし、一方ではそのまま引き継いだという市町村もあるというふうに伺っております。そういったことから今回の夫婦町との締結については合併のそういった協定の中で継続するという判断をにかほ市の方でしておりますので、特段これは引き続きそういった交流が実際上、実効上行っておりますので問題ないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） そうだとしても、住民はこのことをどのような形でお知らせを町からしていますか。引き継ぐものとするという合併時の協定書に結ばれているということは住民はもちろん、私たちも見えていない。それは当局が口頭で確認したに過ぎない。これでいいと思いますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） にかほ市との間ではお話のように連絡をしながら、それで差し支えない旨を確認がとれております。そのことについて、一般町民の方への周知という点につきましては、特段それによって弊害があるとかデメリットが生まれているとかということは承知しておりません。実効上、にかほ市との交流はこれまでもさまざまな交流が引き続き行われておりましたので、それについて改めての広報ということではしておりませんので、議員からのそういうお話でございますので今後必要があればそういった広報をする必要があるということを考えていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 答弁の中でやり直した事例もある、合併市町として相手方と協定を結び直したというところもある、そうでないところもあるという答弁でした。私もそのことは承知しております。特段支障がないということですが、結び直した事例についてはそのことについてはどのような評価をしますか。合併調印時に一言盛られているんだというものをもって継続をしているという事例と比べて結び直した方がよりはっきりするし、両者の意識もそこで高まるんだろうと思えますが、この辺はどうお考えですか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） あくまでも合併した側の新市の方でそういうお話になって、にかほ市側の方からどうでしょうかというお話があれば当然結び直すということもあろうかと思いますが、松島町といたしましてはにかほ市でそういうご判断だということで継続してその盟約は有効であるという判断をしておりますので、こちらから申し出る必要はないものというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、視点をかえます。にかほ市との交流は民間交流が活発であります。官官交流、官民交流についてはそれではどのように進展してきておりますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまのご質問でございます。にかほ市との交流、民民の交流につきましてでございますけれども、象潟町の親睦団体、十日会というのでしょうか、それと行政協力員、婦人会、青年グループ、太鼓グループなど多くの人々が松島町を訪れているということで、交流をしているというふうに伺っております。現在行っているのは象潟小学校の修学旅行としての松島町への訪問、スポーツ少年団との相互交流、両市町のイベントの参加交流、小太郎紅蓮尼の供養祭等々でございますけれども、また松島かき祭り、逆にはにかほ市のあつあつおらほのなべ自慢、こういったもので相互交流がされているところということでございます。官官の交流につきましてはイベント時に相互に職員が交流を図っているということでございます。ということで、我々としては官官での交流を図っているということを考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） そういうふうに数えて言うともっともなように響くんです、聞く方には。それでは、それは計画されたものなのですか。お互いにかつては松島鳴瀬、隣近所でありますが、観光都市計画の中でお互いに交流をしております。議会もつくられて議員同士も活発な論議をしております。日本三景連絡協議会もしかりであります。定期的に機関として行政として協議の場を持っております。にかほ市とは、しからば具体的な協議の場をお持ちなのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） にかほ市との間で具体的にそういう場の設定というものはございません。それぞれの事業の計画の中でそれぞれのイベントが計画されているということだと思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それで十分だとお考えですか。向こうからまりが投げられてきたものは受けとめる、こちらからまりを投げてやるのは向こうが受けとめる、それだから成り立っているというふうにお思いですか。今松島町民の中でにかほ市との友好姉妹夫婦町都市を結んでいることについて親しみと積極性を持っておられない方はどのように判断をされておりますか。まして、相手はにかほ市になっているんです。こちらは松島町なんです。協定書は町と町との協定書なんです。そういうことについて違和感やちょっとへんだという意識を私は短絡的に町民は思われるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 町同士で行った町の盟約ということでございますが、先ほどから繰り返

返し申し上げておりますとおり、にかほ市側でそれで差し支えないという判断をしております。一般町民の方々が夫婦町との交流について理解されているのだろうかというご質問かと思いますが、その都度我々としてはそういったイベントでの交流事業を町の広報に広く周知して町民の方々に理解を求めていますので、特段それについて直接おかしいのではないかという声は私といたしましては伺ったことはなかったものでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） これはやりとりがすれ違いで終わると思います。それでは、この項について一つの区切りをするためにお聞かせをいただきますが、現在この夫婦町提携については、協定については正式名称はどのようになるのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 昭和62年での盟約書でございますけれども、夫婦町盟約書ということで両町長の締結ということで盟約書という形だと思えます。盟約ということだと思えます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、その中にはにかほ市の「に」の字も出てきていません。それが正式夫婦町の名称なんですか。もう一度確認をします。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 盟約書はその夫婦町の盟約書であって、にかほ市はそれを引き継いでいるということでございますので、それで差し支えないかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） タイトルが変わるべきなんです。タイトルが変わらないで引き継いでいるということだけでは夫婦で言えば内縁関係です。名字が変わらないままです。そうではないのですか。私どもは夫婦町で夫婦なんです。こちらは昔から松島なんです。昔からあちらはにかほではないんです。余り理屈を言わないで短絡的にだれもがわかるようになるべきだと私は思っているんです。この問題は19年12月議会でやっています。その後、全然矛盾も何も感じないで向こうとの交流を続けているとしか思えない。私もにかほ市に行きました。かつての熱意はないように感じられてまいりました。これは何に原因するんだろうと思いました。そして、具体的な協議も何もない、協議の場がない。調印を結んだ当時は職員交流まで口頭ではお互いに声高にお話し合いをしてきて経緯があるんです。何もない。災害協定も結んでいただきました。これは議会主導でした。それでは、災害について具体的に相互支援ということでどんな協議をしてきているのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 防災訓練の際に具体的にかほ市とはその都度災害時のそういった連携ということで連絡を取り合っているという実効上そういうことを実施しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 去年山形県村山市に行って会派研修をしてみました。お互いに文化交流をしましょうというところから始まって、友好都市提携はしていませんが塩竈市と村山市は災害支援協定を結んでおられます。行き来は民民・官官も含めて活発であります。防災訓練のときに電報を一つもらって終わり、これが実態と違いますか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 電報をやりとりするということではなく、実際に訓練上にかほ市の災害担当とこちらの防災担当が連絡をとりあうという訓練の一環でやっているということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、にかほ市から我が町の災害訓練のときにおいでになるんですか。ただ、連絡しあっている程度なんですか。それが本当の協定を結んだ間柄でいいと思っておられるのですか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 訓練の方法についてはいろいろあると思います。現在はそうやって電話でのやりとりということございまして、例えば相互に職員が行き来する、災害の訓練のときに。実際の災害時に来ていただくということもあろうかと思っておりますから、当然ながらそれは今後の両にかほ市と松島町とのそういった交流の中で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） いいですか、にかほ市の何かイベントに呼ばれたときにこちらから行くんです。行っているのでしょうか。災害についてどうも認識が甘いのではないですか。向こうも来る、こちらも行くのが正しいのです。そして、電話でやりとりをしている。これをもって災害を相互支援するという中身が濃いものだと思っておられるのですか。塩竈市村山市はお互いに人的交流をしているんです。隣の多賀城市も大宰府には職員まで送っているんです、友好都市ということで。それが中身を伴った私は間柄だろうと思うんです。私の方は職員交

流もかつては叫ばれましたが消えました。当事者同士が、為政者がかわることによってかわってきました。具体的になりませんでした。しかし、本当の交流はこうあるべきなんだ。我が町からにかほの災害で行ったとします。何々という部落の名前をいわれた、どこにあるのかもわからないというよりは、行って例えば1年間でも半年でも向こうのまちに在籍をして地域になじむことによって言葉を聞く、地名を聞くことによってときには人の名前も地名も頭の中に私はひらめいてくるのだと思います。向こうの方がこちらに来て同じです。松島町といえば桜渡戸が松島なのかも知れないというよりは、来て半年ここにいてこの町の行政のどこかで観光交流なり災害支援交流なりで実務を通じてわかっていくのだらうと思います。それが本当の災害支援であり友好都市であり夫婦町とは違うのですか。お話を聞いていますと中身が入っていない。心のないセミガラのやりとりです。ただ電話でやりとりをしている。その電話だって形だけでしょう、結局は。余り言いたくないので反省すべきところはあるように思うし、本当に検討すべきところもあると思います。町長は検討するという言葉をやめてというふうに表現をかえましたが、表現をかえてもだめなんです。中身なんですから。今の答弁は一步も前進なし。私は本当は協議の場があっただけいいと思うんです、1年に1回。そしてお互いにこういうことをやろう、あなた方は何を望みますかというのがあっていいと思うんです。向こうは日本海、こちらは太平洋です。災害のときなどは同時に災害をこうむるなどということはないと思います。道路も関山だけではなく鳴子経由もありますし、複数の本数があるわけです。私は望ましい距離であり、望ましい関係で地理的にもいい思っているんです。ただ、電話でやりとりだけであってはどうにもならないと思いますが、それで十分だと思いませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 災害時の訓練のあり方のような議論になってきましたので、その夫婦町での交流というところでちょっとお話し申し上げたいと思いますけれども、私も副町長就任以来2年たったわけですが、その間に私自身もにかほ市のおらほの鍋自慢に直接お邪魔いたしまして1泊2日で向こうの方々と交流を深めました。つい先日もにかほ市合併5周年という記念式典がございましたので、これにご招待いただきましたので議長とともにお邪魔して向こうの市長さんたちと懇親を深めてまいりました。そういったことで、交流はさまざまな形で、あるいは産業観光課担当はそういった鍋自慢に行きますし、あるいはこちらのかき祭りに向こうの方々が来たときに交流を深めております。

そういったことで交流が何か縮小しているのではないかというようなご指摘だったかと思

いますけれども、私は非常に新鮮に感じまして議員お話のとおり日本海側と太平洋側の松島との交流というのは非常にユニークな、そして夫婦町というまさに全国でも例を見ない、姉妹都市という名称は本当に全国どこにでもありますけれども、夫婦町という非常に印象強い名称でございます。これは非常におもしろいということで向こうでもそんなお話をさせていただいてきたわけでございますけれども、議員ご提案の年に1回そういった場を設定して今後の交流のあり方を検討したらいいのではないかなというふうなお話でございます。それらも含めまして今後夫婦町の交流の推進について検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） これでこの1件目は終わりたいと思いますが、何とどのように副町長が言ってもだめ。それはあなたの所感です。あなたの感じ方。私は町と町、町民と町民、この職員とあちらの町民に太い糸がなければならない。副町長と町長だけがえらい太いのだといっても私らから見ると針の糸の太さしか見えない。それではいけないと思います。今も検討と言われましたが、私は正直だし人間が素直なものですから本当に検討するのだろうと思います。県の方にあといつ帰られるのかわかりませんが、来年なのか再来年なのかわかりませんが、逃げ食いはしないようによろしくお願いします。そして、だれが考えても1回会ってお互いの腹藏ない意見を交換する、ここから始まるんです、物事は。だと思えます。これまでご否定はしないですね。会って話をすることがお互いに腹藏ない意見を交換することが非常に意義があるし、有意義なことである、このことは理解をしていただきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど私も答弁の中でお話し申し上げました。直接会っていろいろ話し合うということは非常に有意義なことだというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 有意義なことをわかっていてしないのは最もけしからん。それは怠慢です。町民が民民交流が非常に活発、民民交流があつてここまで来ているんです。行政サイドの交流が今日まで夫婦町の間を引っ張って来たのではないのです。災害支援協定も議会サイドで提言をして結ばれたのです。これは毎年隔年ごとに議員交流してきたんです。その中から生まれてきたんです。あちらがくるときはこちらに泊まっただいて、私たちのときは向こうに泊まって本当に熱い論議をしてきたんです。顔をあわせて意見交換するところから問題が前にいくというふうになるんです。このことを申し上げてこれは終わりますが、ま

た3月議会でやらないようお願いをしたいと思います。そして、このままでいいんですね、名前は。だめ押ししますよ。名前は夫婦町でいいんですね。松島町にかほ市夫婦町協定にはならなくて問題ないのですね。このことをもって我が町の住民と向こうの住民との意識的な活発な熱い交流が図られると私は理解をしてこの項を終わりたいのですが、そう理解してよろしいのですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁。

○副町長（西村晃一君） 先ほどから繰り返し申し上げましたとおり、特段支障がないのではないかとこのように思っておりますので、そのまま友好であるというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 何かやりとりをしてもこちらの言おうとするところがなかなか伝わらないと思います。それで逃げ切ろうというふうに思います。私が首長なら向こうにダイレクトにぶつけます。なぜ名前をかえることがためられるのか。向こうがいいと言っているからだとこのことなんでしょう。私ならだめだ。いいんじゃないですか、名前をかえて。新しい出発をしましょう。私ならやります。そういう答弁の範囲で私はこれでやめますが、また逃げられたと思います。逃げたのではなくもっと前に行くものであったというのを私に事後の行動で示していただきたいと思います。

それでは、2問目に入ります。全国学力テストに関する松島町の実態と方針を伺うというタイトルであります。まず、全国的な視点から質問に入ります。文科省は本年4月22日小学6年と中学3年を対象に毎年実施している全国学力テストについて2010年以降、現行の国語と算数・数学の2教科に1教科を追加する方向で調整に入った。この内容を見ると、都道府県教育委員会の意向などを踏まえる。中3は英語を軸とし、小6は社会、理科のいずれかを選ぶ見通しである。政権交代に伴い、全員参加を変更して本年度から導入した学校抽出と自主参加との併用方式は当面維持し、対象の学年も現行を維持する。川端達夫文科相は20日の記者会見で来年度のテストでの教科増についてはすぐふやせといっても物理的に無理との見解を示している。こうした学力テストの推移、流れについての所見をまず伺いたいと思います。本年の学力テストは学校抽出と自主参加との併用で以前の全校参加方式と異なりました。このことについての所見を伺います。そして、松島町としての参加形態をわかりやすく説明してください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 高橋辰郎議員のご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、全

国学力テストは平成19年度から小学校6年生と中学3年生の全員を対象としまして、テスト教科は国語、算数・数学の2教科で、それぞれ基礎的知識を問うA問題と活用力を問うB問題の2種類で構成されております。これまでの学力テストの推移、流れにつきましては平成19年度から21年度までの過去3年間は全国の小学6年生と中学3年生の全員を対象に実施されましたが、本町全小中学校これに参加しております。本年度から、平成22年度からは国から抽出された学校となりましてそれ以外の学校は自由参加となりました。本町におきましては1校が抽出され、他の3校は自主的に参加しております。次年度につきましては実施内容や実施時期等まだ未決定のところもあり、国の動向を注視しておりますけれども、先ほどお話しされました平成23年度から英語云々ということにつきましては平成23年度は現行のまま実施するという事を耳にしております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 全国学力テストの結果は7月30日に公表されました。県内の平均正答率は小中ともに上昇傾向にあったとのことで、改善が進んできた。中学校に続き低迷していた小学校も好転したと聞いています。県教委は結果を励みにさらに向上させたいとして2008年度に本格化させた学力向上策の推進に力を入れる方針を示しました。

正答率について少々述べてみます。小学校国語Aは全国平均を0.1ポイント上回り、Bは0.1ポイント以下下回った。全国順位はともに26位であった。小学校算数Aは平均に比べて0.4ポイント、Bは1.5ポイント低かった。全国順位は算数Aで25位、Bは26位であった。中学校は国語A・Bともに全国平均を1ポイント超えた。Bはことわざの意味を答える問題は新聞記事の感想を書く問題で正答率が高かったという。国語Aは全国順位14位、Bは15位に入ったという。数学Aは平均0.2ポイント下回り、全国順位で27位、Bは0.7ポイント上回って21位であったという。

県教委は全国学力テストが始まった07年に学力低迷傾向が示されたため、08年度に学力向上策を教科、専門チームが県内の小中を巡回し教師に指導方法を助言したりインターネット版問題集を学年別に作成したりしてきている。以上のとおり、現況を述べさせていただきました。

次についてご質問します。松島町における小中の結果はどうであったでしょうか。県内における平均値と比しいかなる状況であったのかを伺いたい。また、今後の教育委員会としての方向付けについても伺いをしたい。従前に一般質問したときは学力テストの結果を引き上げるについては引き上げられるとの答弁がありました。そして、この全国学力テストに別

とは児童生徒の人間性を高める、このことが非常に重要であるという旨の答弁もいただきました。今回の私の質問について、従前どおりの答弁内容なのかどうかをうかがいます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 本町における小中学校の結果につきましては、全国一斉の学力テストが始まった平成19年度においては小中学校とも国語のA・B、さらに算数・数学のA・B、すべてにおいて全国、宮城県の平均を下回っておりましたが、今回平成22年度の学力テストの結果につきましては小学校は国語算数ともに全国、県平均には及ばないものの大分近づいてきております。一方、中学校においては平成22年度は数学Aと数学B、つまり数学においてはどちらともに全国平均、宮城県の平均を上回っており、小中学校ともに着実に学力の向上が図れてきているものととらえております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 大変うれしい内容をお聞かせをいただきました。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 大変失礼申し上げました。1問だけで終わりましたので、今後というようご質問がありましたので追加させていただきます。本町における方向づけにつきましては、まず町全体の実態を把握しまして、本町における課題を整理し、共通の指導方針で学力向上を図っていくために平成21年度より各学校の研究主任を委員とした学力向上推進委員会を設置しまして協議をしております。その中で学力向上は毎年の積み重ねが大事でありますので、小学校においては統一したテストを導入し個々の理解度や習熟度を把握しながら指導に生かして中学校へと連携させていく取り組みを新年度より検討してまいりたいというふうに考えております。また、学力向上対策としましては教職員の研修をさらに充実させまして、家庭学習の習慣化を保護者の協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 大変上向いてきている、結果が出ているということについては御同慶の至りであります。ただ、これからどのようにこの学力テストが進んでいくのかはまだ未知数のところがあるんです。しからば、その未知数も含めてどう臨むべきかについて、何か現在論議をなされて検討なされておりますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 一つは、松島町の学校は小学校3校、そして中学校1校ということで

学校を少なくすれば仙台管内13市町村の中でも大衡村に次いで2番目ということもありまして、より小中の連携を図るために確認していくのが学力向上推進委員会、これは研究主任ですけれども、そこにリーダーとして校長が加わってここを核にして検討してまいりたい、検討すると、主に対策も含めて考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 今度教科が一つふえるのは、これはほぼ確実ですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 先ほども申しましたけれども、次年度、23年度はこれまでのとおりに実施する、2教科です。ただ、これはどうなるかわかりませんが、国の方針によって、24年度、あるいは25年度になるか、場合によっては理科とか英語とかそれが加わっている方向に進んでいるのではないかと、私見ですけれどもあります。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） ちょっとメモをとりはぐったので、失礼ですが学力推進何とかと申し上げました、委員会なんですか協議会なんですか。ちょっと正式名称を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 松島町学力向上推進委員会というものであります。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） この委員会の具体的な構成、どのようなことがなされるのか、内容的なものをお知らせください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 構成メンバーですけれども、先ほど申しましたように、各校の小中学校の研究主任、それにその取りまとめ役、助言役として代表として校長1名が入った5名でもって構成しております。中身につきましては、学力に関する実態把握及び分析に関すること、学力向上推進事業に関する計画、調整及び諸方策に関すること、学力向上を図る学習指導及び研究内容に関すること、家庭学習の習慣化及び学習意欲の向上に関すること、教職員の研修に関すること、その他学力向上推進に関する内容になっております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） この学力テストといいますか、このことはOECD65カ国でもしのぎを削っているんです。読解力日本8位に改善、9位から8位に上がったということで、読書活動が奏効している。科学5位、数学9位というふうになりました。新聞です。だれしもが自

分たちの町や自分たちの学校が学力向上が図られて下にいるよりも上にいた方がいいのであります。このことは短絡的に住民の親御さんたちのご意向だろうとこう思います。よって、我が町もこういう実態を踏まえつつ学力向上をもっと図っていく必要があるとこう認識をしておりますが、この認識でよろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 当然、私も同感であります。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 前のこの問題を取り上げたときは、学力テストの結果だけにこだわるべきではないという旨の答弁をされました。人間として子供として児童生徒として別な資質を涵養していくことも求められる、こういうお考えを示されました。きょうの答弁では学力テスト向上についての熱意が感じられるのですが、その辺で温度差があるようなんですが私の判断はちょっとゆがんでいるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 私はそのとき確かに学力向上、これは重要である。ただ、人というのはもう少し広げた場合に学力もそうですけれども人としての心とかそれも大事だということをお話ししたのではないかというふうに思います。学力も、それから同じようにそれ以外のものも教育には分野としてありますので、そちらも大事にしていかなければならないということです。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 今の答弁は非常にいいです。前はそう聞こえませんでした、前は。学力テストが低いことを余り問題にしてはいけない、そういう意味が込められていたように聞きました。ひとつ議事録などを見ながら再確認をしていてください。東北の実態を見ますと、宮城県もいいのですが青森は小中とも全国を上回る、岩手は中学の数学がやや改善というふうに県別に出ているのですが、隣の東松島市はこの学力テストを前にも申し上げましたが公表しています。数字ではなく文字で。全国平均、県平均と比べてこうだあだというふうにしているのですが、これを公表することについてはいかががお考えですか。

○議長（櫻井公一君） 米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 学力テストの結果公表の取り扱いにつきましては、本町では宮城県教育委員会の通知に基づき取り扱いをさせていただいております。つまり、県教委の通知文の中身は結果公表の取り扱いでその配慮すべき事項としまして市町村教育委員会は域内の学校

状況について個々の学校名が明らかにした公表は行わないことというふうになっております。ご承知のように、本町には中学校は1校しかありません。公表すればどの学校が明らかになってしまいますので、したがって、町としての統一を図るためにも小中学校ともに公表は差し控えております。しかし、該当の児童生徒はもちろんのこと、保護者等に対しましては授業参観のときやあるいは学年、学級だよりなどを通して、あるいは懇談を通しまして学力テストの結果や課題、さらに学力向上のための今後の取り組みについては各学校において詳細にわたりまして説明し、そして報告をさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、まとめの段階に入りまして隣の東松島市が教育委員会として結果を発表していることについていかがに思いますか。

○議長（櫻井公一君） 米川教育長。

○教育長（米川 稔君） それは隣のまちの状況であって、我が松島町ではそういったことで公表を差し控えさせていただいているということです。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 県のご意向どおりということなのですが、県のご意向に反して発表している町村は我が宮城県ではありませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 何市町かあるようです。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） そこまではまだ調査をなされたことがないわけですね。

○議長（櫻井公一君） 米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 具体的な数はわかりません。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 要望といいますか締めくくりの言葉を述べて終わりたいと思います。何市町かあるようだという事ですから、それはぜひお調べになっていただきたいと思います。そして、なぜ発表しているのか。その発表についての是非々々があると思うんです。その辺もぜひご検討していただきたい。これは我が町の教育行政の根幹にかかわってくるのだろうと思います。そして、私の望むことは松島町の子供たちは素晴らしいという評価をいただきたい。松島町の教育行政というものは宮城県の先進事例になるというような評価をいただきたいというふうに思っているわけです。この学力テストは、さっき言いましたようにOECD55カ

国にまで及んでいるということなんです。これがある意味で私たちの地域、隣の国々の動向でありますから、とりわけOECDでいいますと中国がずば抜けてトップなんです。そして、そういう国が民力、活力、地域活力、お聞きのとおりのような状況になっているわけです。かつては数学といえば、物理といえば、化学といえば日本でした。今はそれが影を潜めてきているということを残念に思います。狭い心かもしれませんが、私も日本人としての心がうずきます。いい結果をつくり出すために今後も検討をお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員の一般質問が終わりました。

以上で、通告いただいた一般質問は終わりました。

ここで皆様にお諮りします。休憩をとりたいと思いますが、いかがいたしますか。

それでは、休憩をとりたいと思います。再開を2時40分といたします。

午後2時26分 休 憩

午後2時40分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を開きます。

日程第3 議員提案第13号 保育制度改革に関する意見書について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議員提案第13号保育制度改革に関する意見書についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議員提案第13号保育制度改革に関する意見書については原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長からお手元に配布しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。申し出がありました審査・調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（高平功悦君） それでは、委員会の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表により申し上げます。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順番に申し上げます。

第1常任委員会。陳情第3号帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助金についての陳情について、平成23年3月定例会まで。

第2常任委員会。請願第2号後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願について、23年3月定例会まで。請願第3号高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願について、23年3月定例会まで。請願第4号最低保障年金制度の意見書の採択を求める請願について、23年3月定例会まで。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査、議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究、23年3月定例会まで。

議会広報発行対策特別委員会。まつしま議会だより第105号の発行に関する審査編成、23年3月定例会まで。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成22年第4回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時44分 閉 会